

第7章 防災指針

7-1 基本的な考え方

7-1-1 背景と目的

防災指針は、地域の自然・社会環境を踏まえ、災害リスクを最小限に抑え、安全・安心なまちづくりを実現するための基本的な方針を示すものです。

近年、気候変動の影響や大規模地震の発生リスクが高まる中で、コンパクトなまちづくりと併せて、都市計画や土地利用の適正化、住民の防災意識の向上、災害時の対応力強化など、総合的な視点から災害のリスクを回避または低減させるための防災施策が求められています。そのため、国は令和2（2020）年9月に改正都市再生特別措置法を施行し、立地適正化計画に防災指針を定めることが規定されました。

本町は、中央アルプスと南アルプスに囲まれ、天竜川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれている一方で、豪雨による洪水災害や土砂災害のリスクを抱えています。特に、近年の気候変動の影響により、台風の巨大化や線状降水帯の発生などによる集中豪雨が頻発しており、令和元（2019）年東日本台風（台風19号）では県内各地で大きな被害が発生しました。また、本町周辺には伊那谷断層帯が存在し、想定東海地震や南海トラフ巨大地震などの発生も危惧されていることから、大規模地震の発生に伴う地震災害のリスクも抱えています。町内だけでなく広域的な災害に備えるためにも、地域の防災力を高め、持続可能なまちづくりを推進することが求められています。

このため、立地適正化計画に基づき、利便性の高いエリアに都市機能や居住の誘導を図りコンパクトなまちづくりを推進していくにあたって、河川改修等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備や災害ハザード等の情報の提供、マイ・タイムラインを用いた防災意識の向上等のソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用など、防災の観点も考慮したまちづくりを推進していくことが不可欠です。

以上を踏まえ、本町における災害リスクを分析し、必要となる防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的として本指針を策定します。

7-1-2 本指針の位置づけ

防災指針は、主に居住誘導区域内や都市機能誘導区域内の防災・減災に向けた取り組み方針を示すものとされています。しかし、居住誘導区域外や都市機能誘導区域外についても、多くの災害リスク（洪水浸水、土砂災害、地震）が存在するため、都市防災の確保に向けて、飯島町都市計画マスタープランや飯島町国土強靱化地域計画、飯島町地域防災計画等の上位・関連計画に基づき、関係機関とも連携したハード対策・ソフト対策の両面からの防災・減災対策を進めていきます。

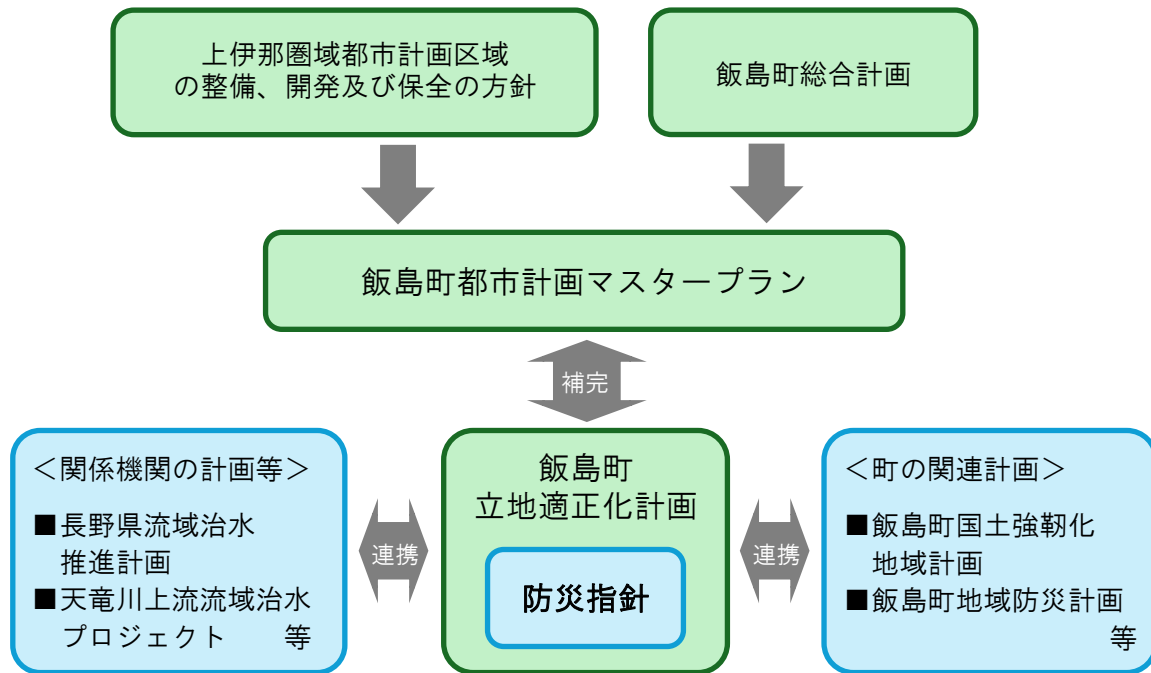


図 防災指針の位置づけ

7-1-3 本指針の設定フロー

下記に示すフローに沿って、防災指針の設定を行います。

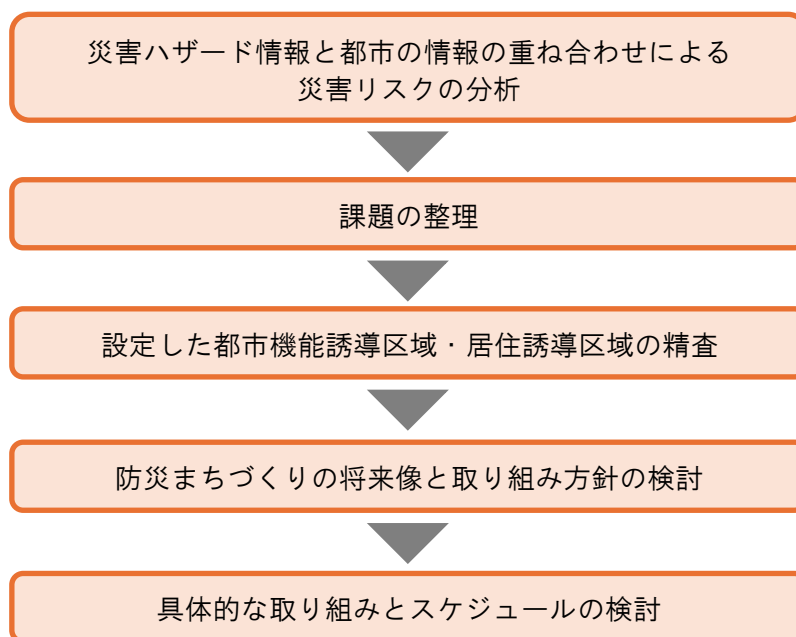


図 防災指針の設定フロー

7-2 災害リスクの分析

7-2-1 災害ハザード情報の抽出

災害リスクの分析を行うにあたり、本町において発生するおそれのある災害ハザード情報の抽出を行います。

表 災害ハザード情報

災害ハザード種別		所管	名称		備考	指定日/ 公表日等	飯島町への 分布の有無
洪水※1	天竜川	国土 交通省	洪水 浸水 想定 区域	浸水深	計画規模 (L1)	H28. 12. 15 指定・公表	●
				浸水深	想定最大規模 (L2)		●
				浸水継続時間※3			
				家屋倒壊等氾濫想定区域※4 (氾濫流・河岸浸食)			
	中田切川 子生沢川 十王堂沢川 与田切川 郷沢川	長野県	洪水 浸水 想定 区域	浸水深	計画規模 (L1)	浸水範囲 なし	
				浸水深	想定最大規模 (L2)	R5. 3. 1 指定・公表	●
				浸水継続時間		—	—
				家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸浸食)		—	—
					飯島町	災害履歴	
	土砂災害	長野県		地すべり防止区域※2	—	R3. 12 公表 ほか	—
急傾斜地崩壊危険区域※3				—	R3. 3 指定・公表	●	
土砂災害特別警戒区域※4				土石流 21 か所	R4. 1 指定・公表	●	
				地すべり 0 か所		—	
				急傾斜地の崩壊 63 か所		●	
土砂災害警戒区域※4				土石流 35 か所	R4. 1 指定・公表	●	
	地すべり 1 か所						
急傾斜地の崩壊 75 か所							
山地災害危険地区 (山腹崩壊危険地区) (崩壊土砂流出危険地区)	—	H28 年度 調査	●				
地震	大規模盛土 造成地※5	飯島町	谷埋め型大規模盛土造成地	2 か所	R3 年度 調査	●	
			腹付け型大規模盛土造成地	—		—	
	液状化	長野県	液状化危険度分布図	伊那谷断層帯(主部)を起 因とする地震	H27. 3 公表	—	
				木曾山脈西縁断層帯(主 部北部)を起因とする地 震			
想定東海地震							
南海トラフ巨大地震							
災害履歴	—		—				

- ※1 (根拠法令) 水防法
- ※2 (根拠法令) 地すべり等防止法
- ※3 (根拠法令) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ※4 (根拠法令) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ※5 (根拠法令) 宅地造成及び特定盛土等規制法

7-2-2 災害リスクの整理

① 洪水のリスク

本町の洪水浸水想定区域は、100年に1回程度の降雨を想定した計画規模（L1）と1000年に1回程度の降雨を想定した想定最大規模（L2）が設定されていますが、本指針では、より甚大な被害を想定している想定最大規模（L2）について整理を行うこととします。

<災害履歴>

飯島町地域防災計画（平成30（2018）年3月改定）より、豪雨や豪雪による風水害の記録は平成12（2000）年以降に5件見られます。

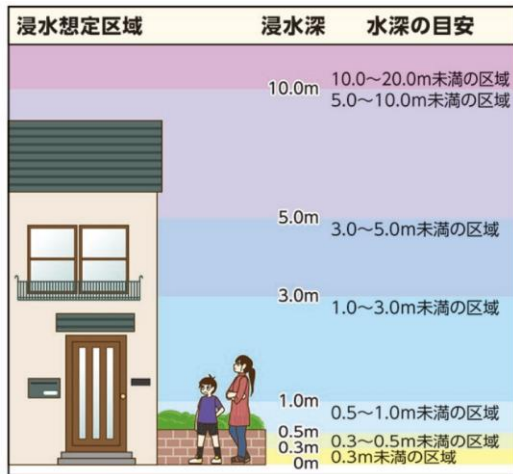
表 災害の記録（風水害等）

年代（西暦）	月日	災害名	被害状況	災害場所
平成13（2000）年	1月26～27日	豪雪	○人的被害 死者1名 ○住宅等被害 ・床上浸水 2棟 ・床下浸水 2棟 （排水路の雪詰まり） ○公共被害 ・公共施設被害 14件 ・農業 85棟 116,616千円 ・林業 3,813千円	全町
	6月19～22日	梅雨前線豪雨	○公共被害 ・林業 4,950千円 ・土木 106,000千円	全町
平成16（2004）年	8月17日	豪雨	○公共被害 ・土木 275,000千円	全町
平成18（2006）年	7月17～19日	梅雨前線豪雨	○住宅等被害 ・床下浸水 2棟 ○公共被害 ・農業 12,705千円 ・土木 9,079千円	全町 特に天竜川沿い
平成26年（2016）年	2月8～9日 2月14～16日	豪雪	○人的被害 重症1名 ○住宅等被害 ・床下浸水 1棟	全町

資料：飯島町地域防災計画（平成30年3月改定）資料編

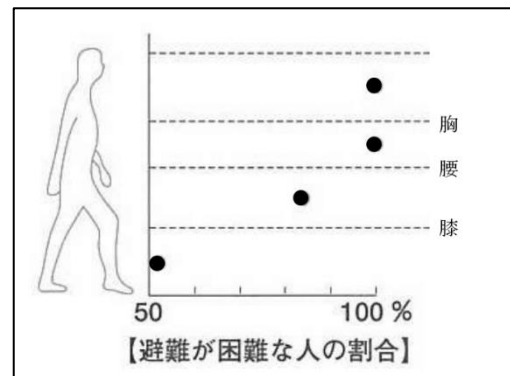
<洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）【浸水深】>

一般的な家屋の場合、浸水深0.5m以上は1階床上浸水に相当し、浸水深3.0m以上で1階部分が水没、浸水深5.0m以上では2階部分も水没するとされています。また、過去の調査結果等によると、浸水深が膝（0.5m）以上になると、ほとんどの人が避難困難であったとされています。洪水による浸水が想定されている地域において、最上階が浸水するおそれがある場合には、早期の水平避難（立ち退き避難）が必要となります。そのため、本指針では1階部分が水没する浸水深3.0m以上であるか否かを判断の基準とします。



出典：飯島町総合ハザードマップ

図 浸水深と人的被害のリスク



出典：洪水ハザードマップの手引き

図 浸水深と避難行動

本町では、想定最大規模の降雨に伴う洪水が発生した場合、主に国道153号伊南バイパス以西の地域（子生沢川沿いや郷沢川沿いなど）では3.0m未満の浸水が想定されている箇所が存在しています。また、2階への垂直避難が困難とされる浸水深3.0m以上が想定されている地域は天竜川沿いに集中して分布しています。

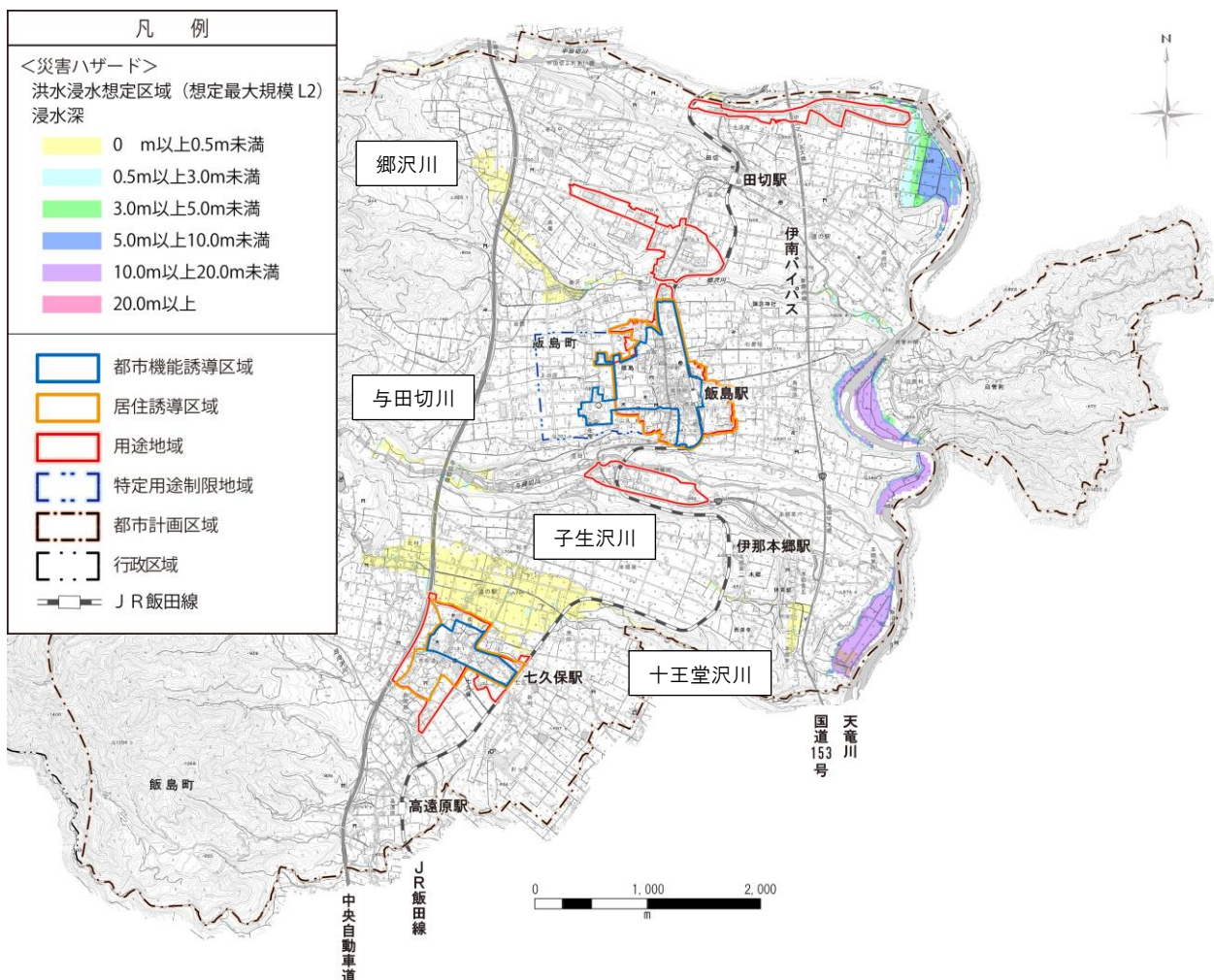


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）【浸水深】の分布状況

<洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）【浸水継続時間】>

浸水継続時間とは、氾濫した水が到達し、浸水深 0.5m に達してから、その後浸水深 0.5m を下回るまでの時間のことです。過去の調査等によると、各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推測され、3日（72時間）以上孤立すると飲料水や食料品等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあるとされています。そのため、3日（72時間）以上浸水が継続する地域では、特に災害時の備えが重要となります。そのため、本指針では浸水が3日（72時間）以上継続するか否かを判断の基準とします。

本町では、想定最大規模の降雨に伴う洪水が発生した場合、天竜川沿いにおいて1日（24時間）以上に渡り浸水が見込まれている地域が分布しています。特に、中川村との境界部付近では、3日（72時間）以上の長時間に渡って浸水が見込まれている地域が存在しています。

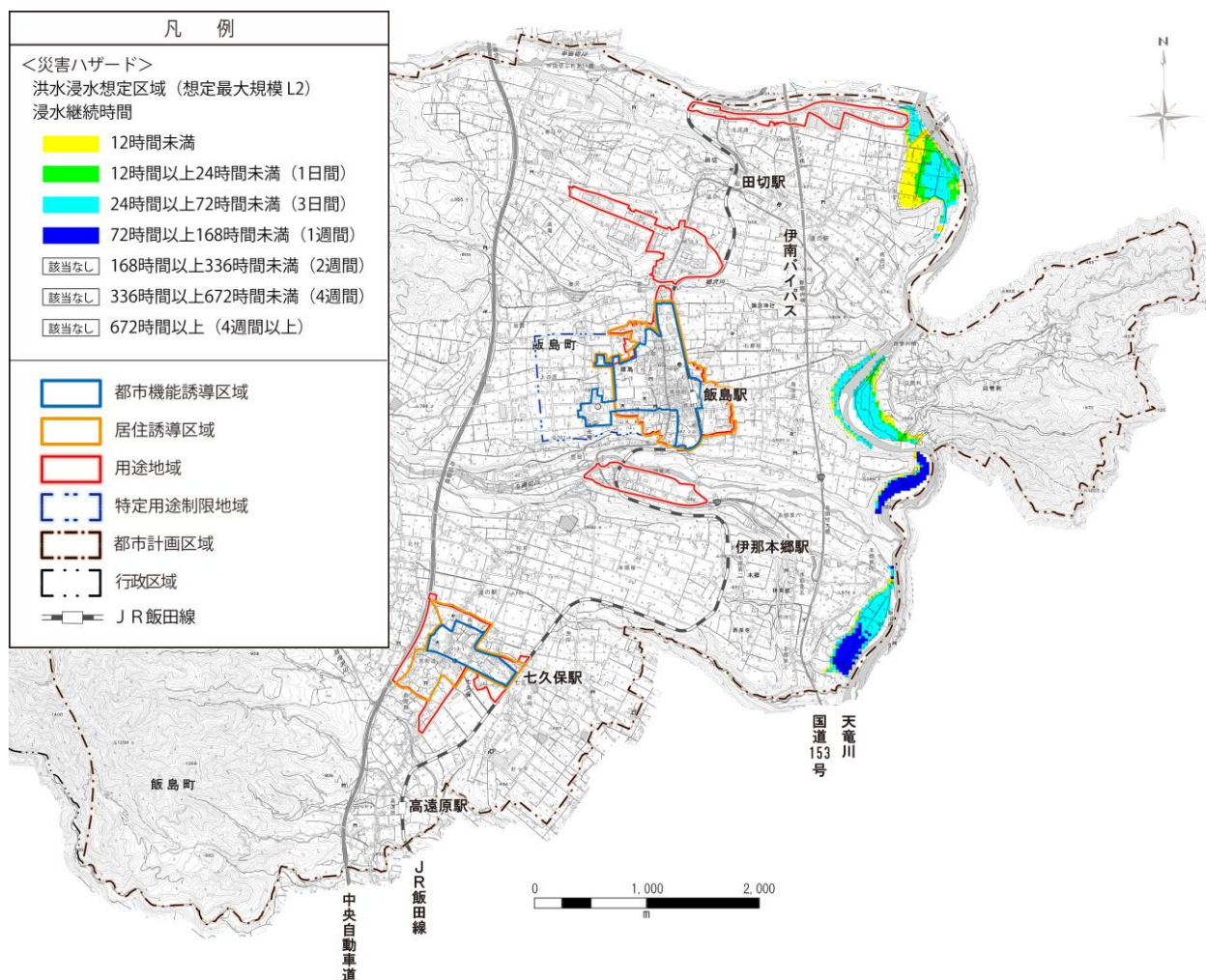


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）【浸水継続時間】の分布状況

<洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）【家屋倒壊等氾濫想定区域】>

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、洪水発生時に家屋が流失・倒壊するおそれがある区域のことであり、「氾濫流※¹によるもの」と「河岸浸食※²によるもの」の2種類があります。家屋倒壊等氾濫想定区域では、垂直避難ではなく、避難所等への安全な場所への早期の水平避難（立ち退き避難）が必要となります。

本町では、想定最大規模の降雨に伴う洪水が発生した場合、天竜川沿いにおいて河岸浸食により家屋が流出・倒壊するおそれのある区域が指定されています。また、日曾利地区の西側や駒ヶ根市との境界部においては、河岸浸食に加え、氾濫流により標準的な木造2階建ての家屋が流出・倒壊するおそれのある区域も指定されています。

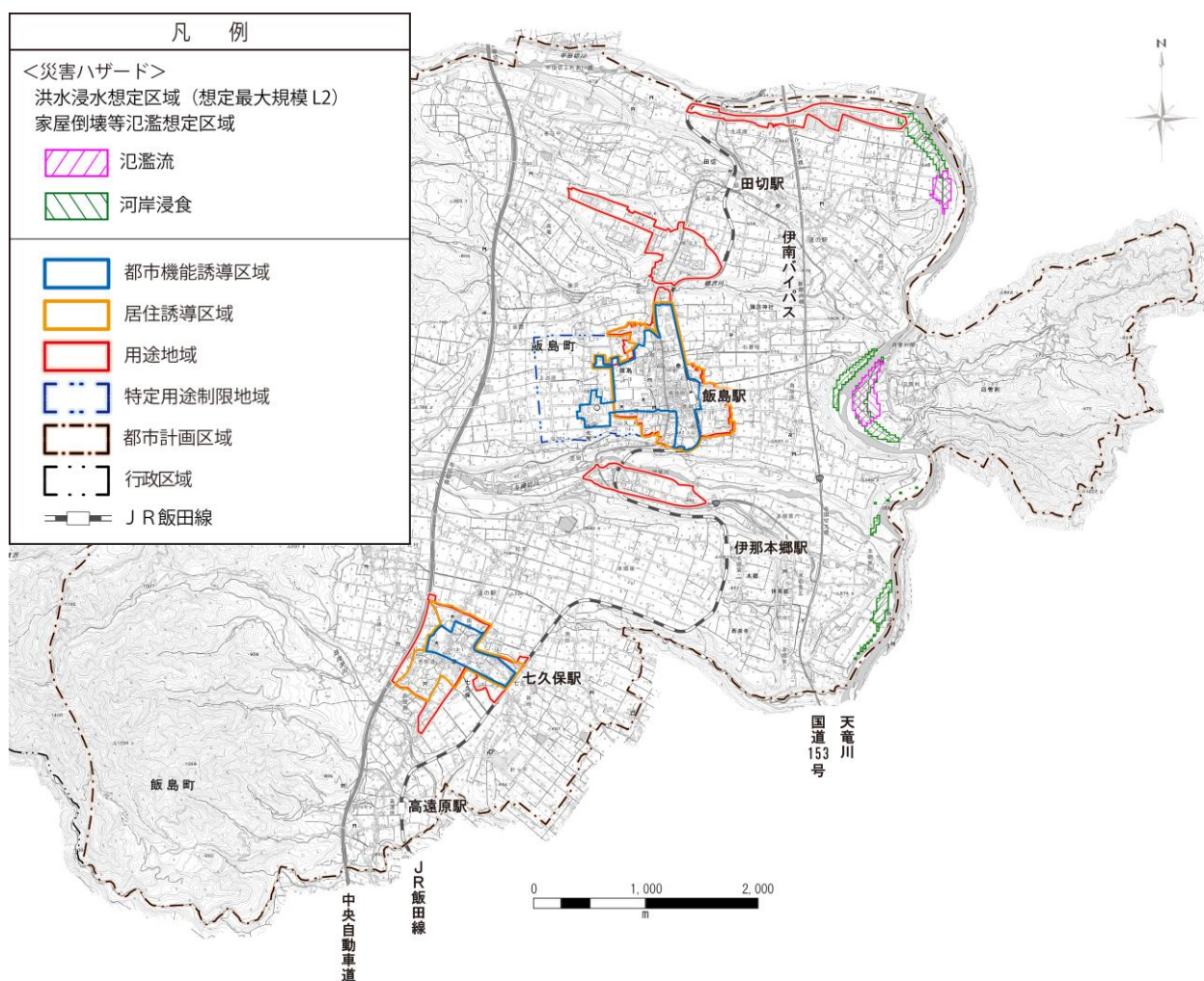


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）【家屋倒壊等氾濫想定区域】の分布状況

※1 氾濫流 … 堤防決壊や洪水氾濫流等により、標準的な木造2階建ての家屋が流失・倒壊するおそれがある区域のこと。建物構造が木造の場合は水平避難（立ち退き避難）が必要となる。

※2 河岸浸食 … 洪水時の河岸浸食により家屋の基礎を支える地盤が流失し、木造・非木造に関係なく家屋が流失・倒壊するおそれがある区域のこと。建物構造に関係なく水平避難（立ち退き避難）が必要である。

② 土砂災害のリスク

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域は「災害レッドゾーン」呼ばれ、住宅等の建築や開発行為等の制限があります。土砂災害警戒区域は「災害イエローゾーン」と呼ばれ、建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等が求められています。特に、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した際に建物が破壊され、住民等の生命や身体に大きな被害が生じるおそれがある区域です。また、土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した際に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域です。

土砂災害には大きく「土石流」「地すべり」「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」の3種類があり、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域においてそれぞれ指定されています。

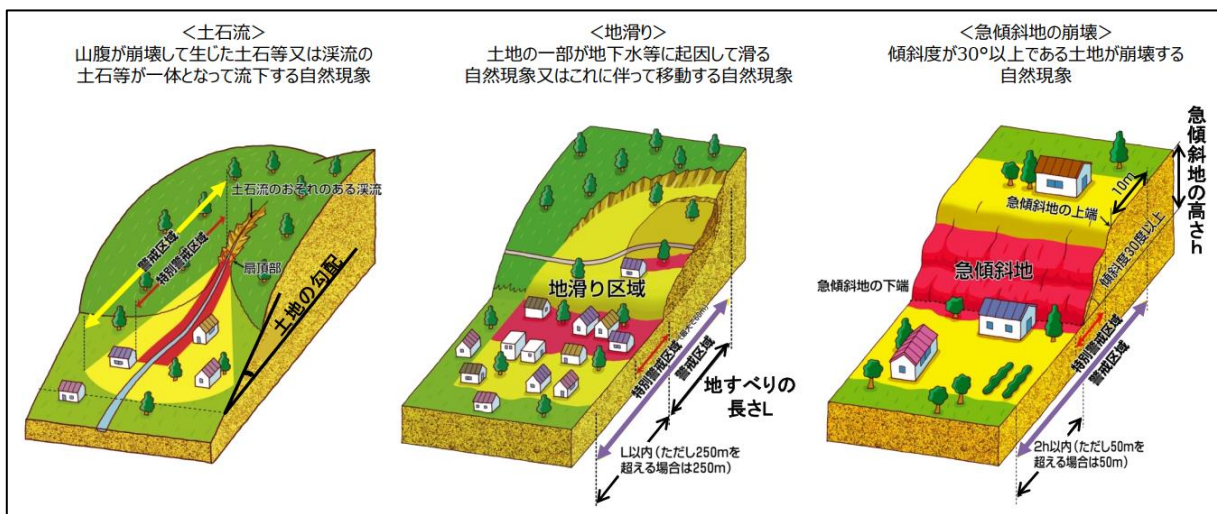


図 土砂災害のイメージ

表 飯島町における指定状況※（令和4年1月現在）

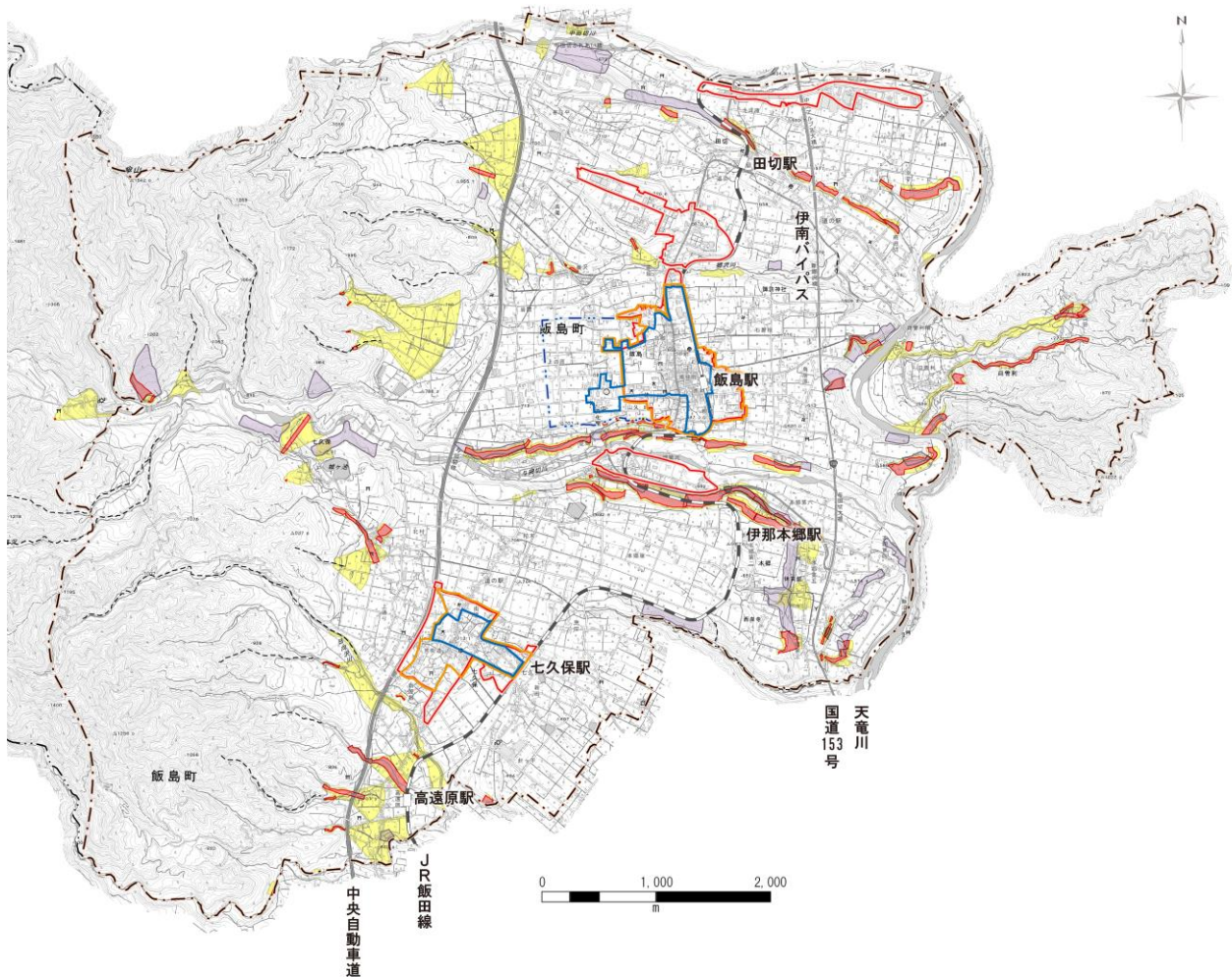
	土石流	地すべり	急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)
土砂災害特別警戒区域	21か所	0か所	63か所
土砂災害警戒区域	35か所	1か所	75か所

資料：信州くらしのマップ オープンデータ

※図上計測により行政区域内のものをカウント

本町では急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）が指定されているため、それらについて整理を行うこととします。

町内の広範囲に土砂災害に関するハザードが指定されていますが、用途地域内や特定用途制限地域内の大部分ではこれらの区域の分布は見られません。




凡 例	
<災害ハザード>	
	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）
	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	用途地域
	特定用途制限地域
	都市計画区域
	行政区域
	J R 飯田線

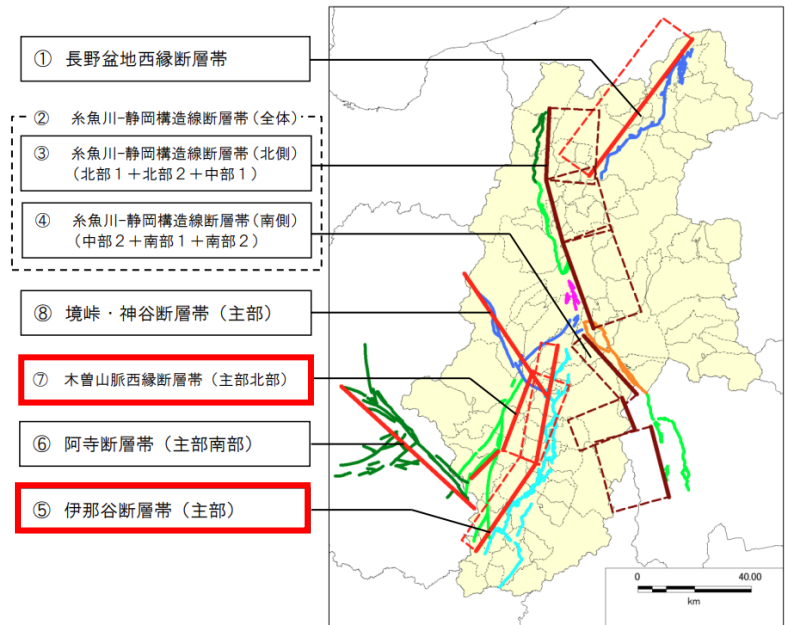
図 土砂災害に関するハザードの分布状況

③ 地震のリスク

長野県では2015（平成27）年に第3次長野県地震被害想定調査を行い、大地震が想定される主要活断層について、発生確率や最大震度等が公表されています。本指針では、特に本町で最大震度6弱以上が想定されている「伊那谷断層帯（主部）を起因とする地震」「木曾山脈西縁断層帯（主部北部）を起因とする地震」「想定東海地震」「南海トラフ巨大地震」について整理を行うこととします。

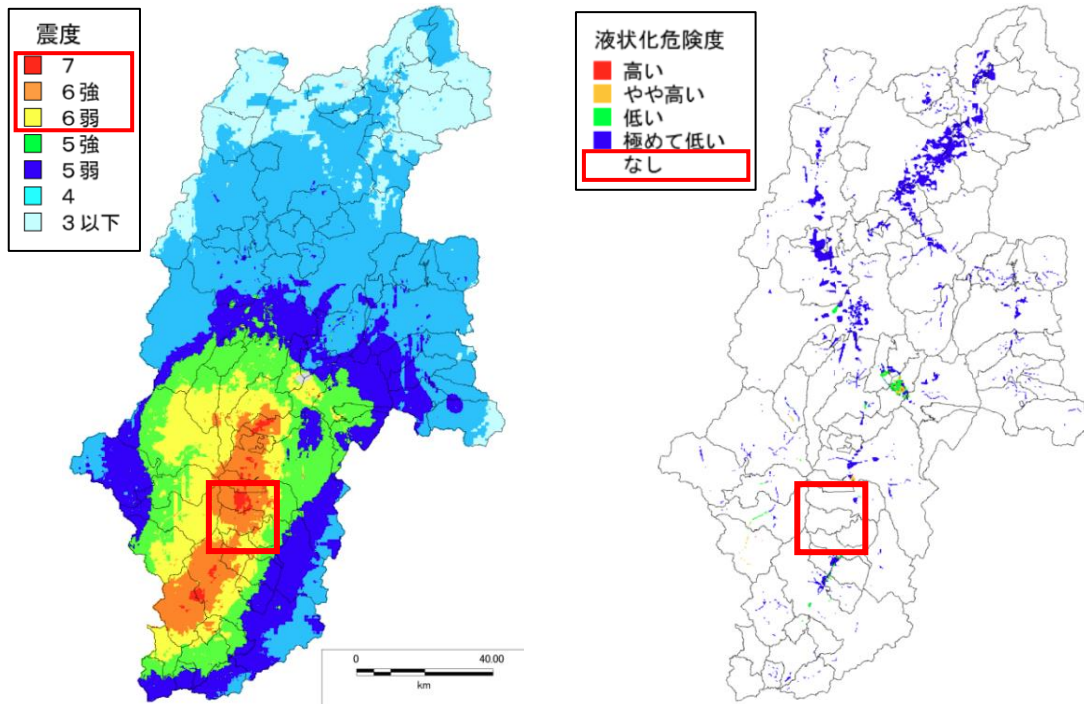
<内陸型（活断層型）地震 — 伊那谷断層帯（主部） —>

本町周辺には伊那谷断層帯が存在しており、伊那谷断層帯（主部）を起因とした地震（ケース1～4）が発生した場合、最大震度は「6強～7」と想定されています。液状化の可能性がある液状化危険度の分布はありません。



出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」

図 長野県内における主要活断層帯の位置図



最大震度分布（全ケース）

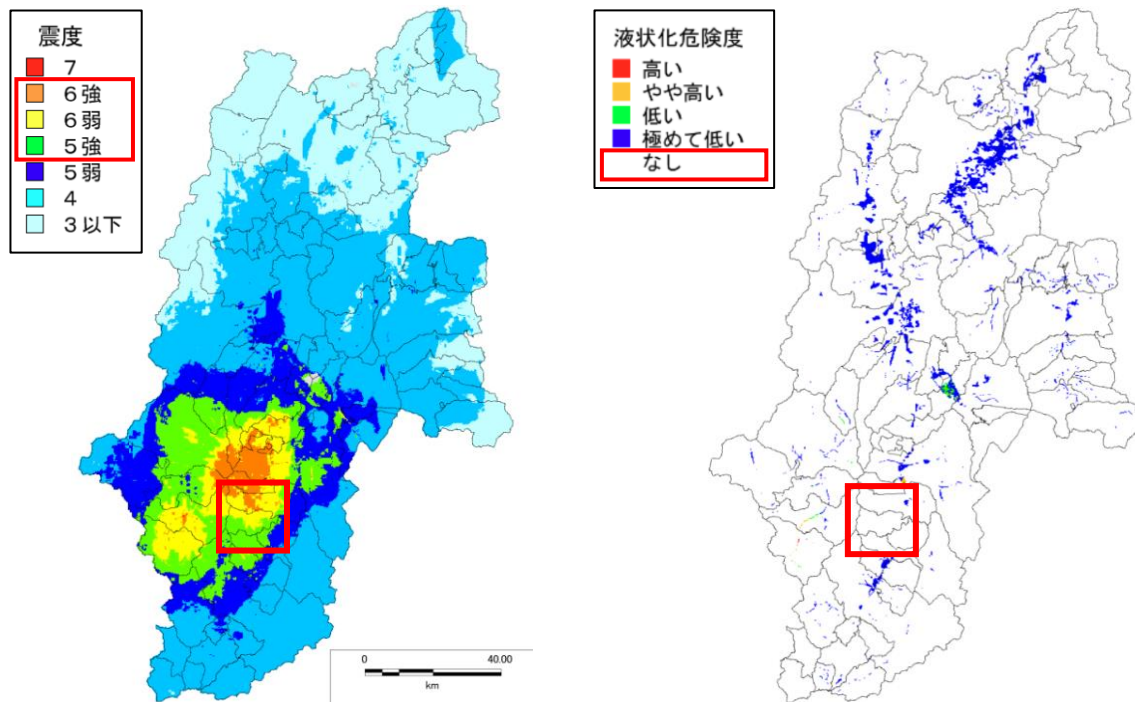
液状化危険度の分布（ケース1）

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」

図 伊那谷断層帯（主部）を起因とする地震における最大震度分布と液状化危険度の分布

<内陸型（活断層型）地震 — 木曾山脈西縁断層帯（主部北部） —>

木曾山脈西縁断層帯（主部北部）を起因とした地震（ケース1～2）が発生した場合、本町の最大震度は「6弱～6強」と想定されています。液状化の可能性がある液状化危険度の分布はありません。



最大震度分布（全ケース）

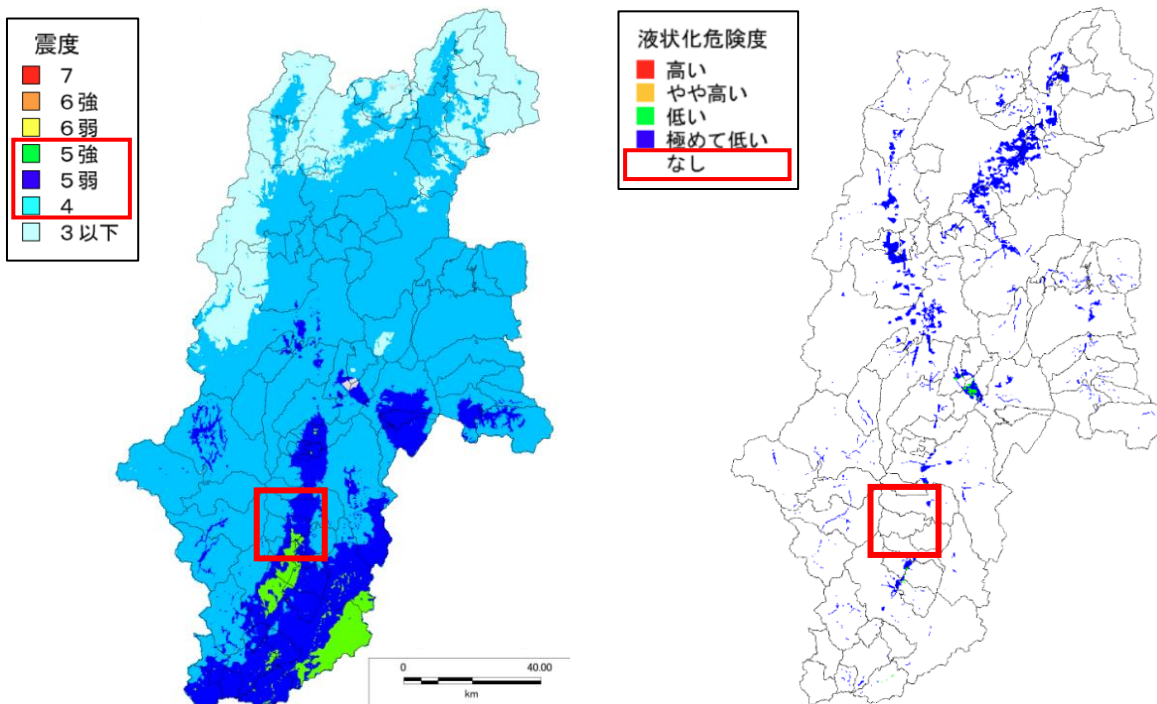
液状化危険度の分布（ケース1）

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」

図 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）を起因とする地震における最大震度分布と液状化危険度の分布

<海溝型地震 — 想定東海地震 —>

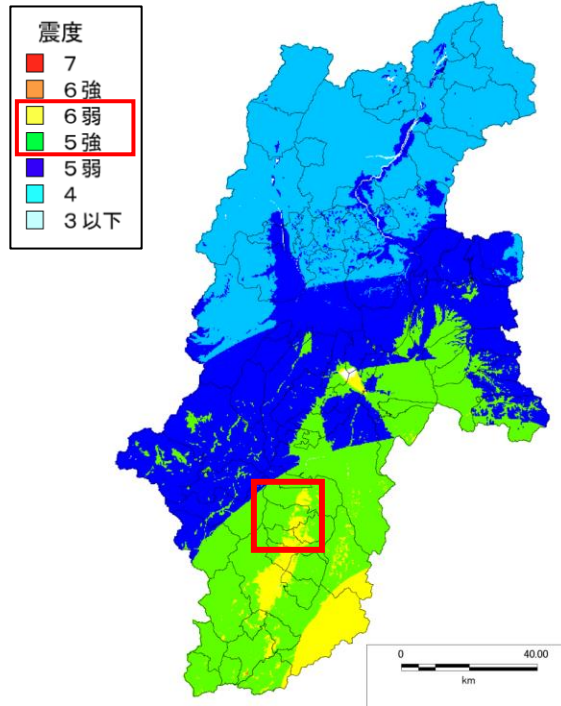
想定東海地震（統計的グリーン関数法・経験的手法）が発生した場合、本町における最大震度は「5強～6弱」と想定されています。液状化の可能性がある液状化危険度の分布はありません。



最大震度分布

液状化危険度の分布

想定東海地震（統計的グリーン関数法）



最大震度分布

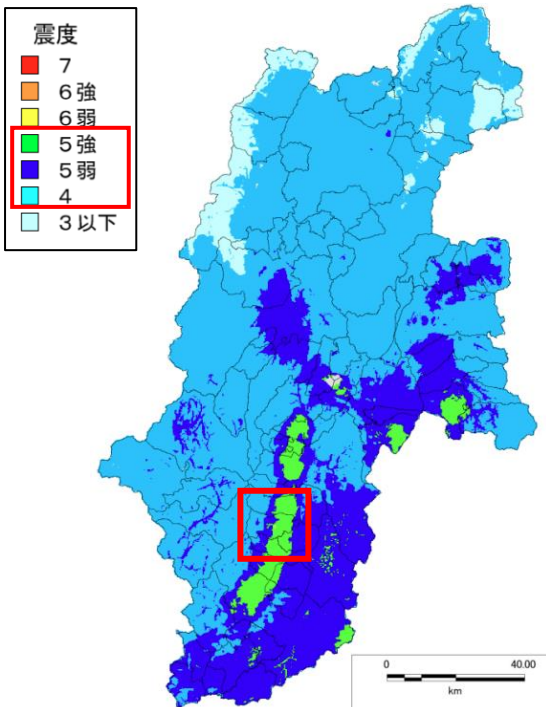
想定東海地震（経験的手法（距離減衰式））

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」

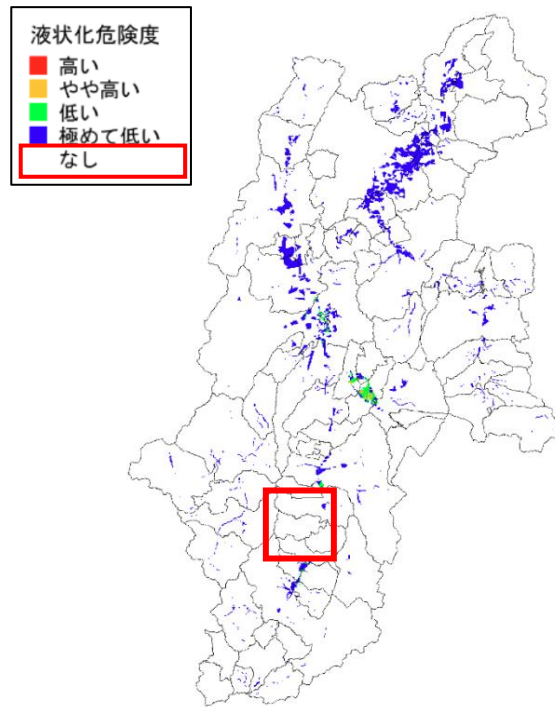
図 想定東海における最大震度分布と液状化危険度の分布

<海溝型地震 — 南海トラフ巨大地震 —>

南海トラフ巨大地震（基本ケース・陸側ケース・経験的手法）が発生した場合、本町における最大震度は「5強～6弱」と想定されています。液状化の可能性のある液状化危険度の分布はありません。

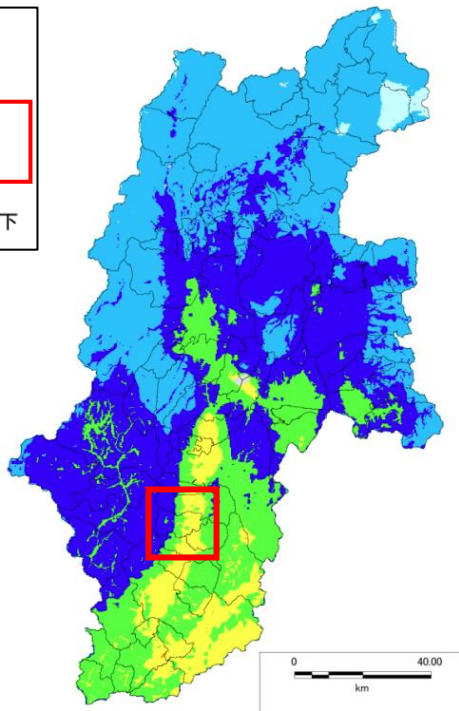


最大震度分布

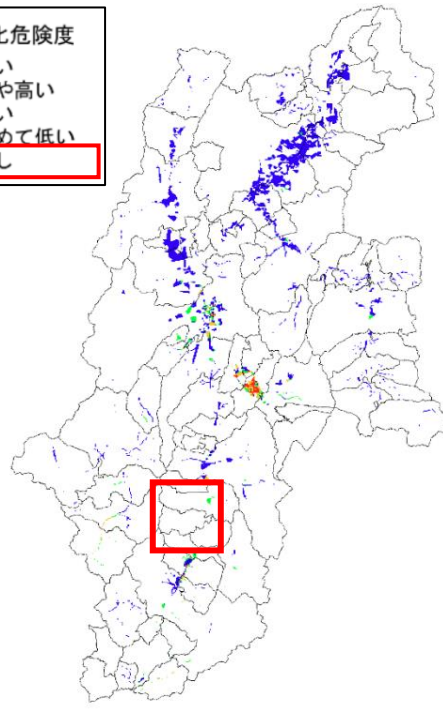
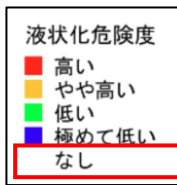


液状化危険度の分布

南海トラフ巨大地震（基本ケース）（統計的グリーン関数法）

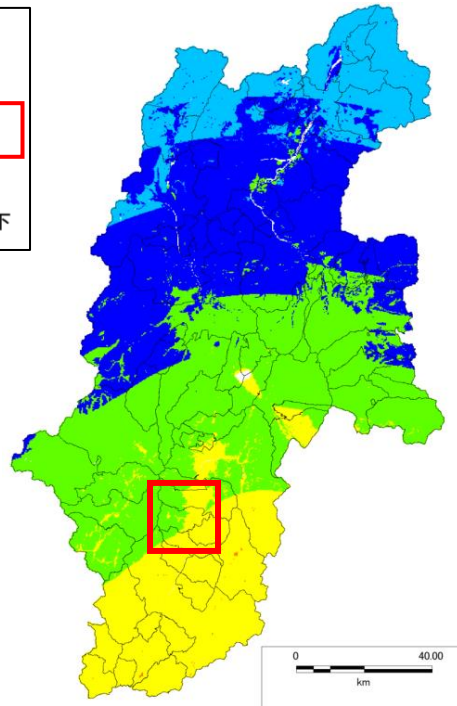


最大震度分布



液状化危険度の分布

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）（経験的グリーン関数法）



南海トラフ巨大地震（経験的手法（距離減衰式））

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」

図 南海トラフ巨大地震における最大震度分布と液状化危険度の分布

<災害履歴>

第3次長野県地震被害想定調査報告書より、本町においては過去に液状化の履歴はありません。

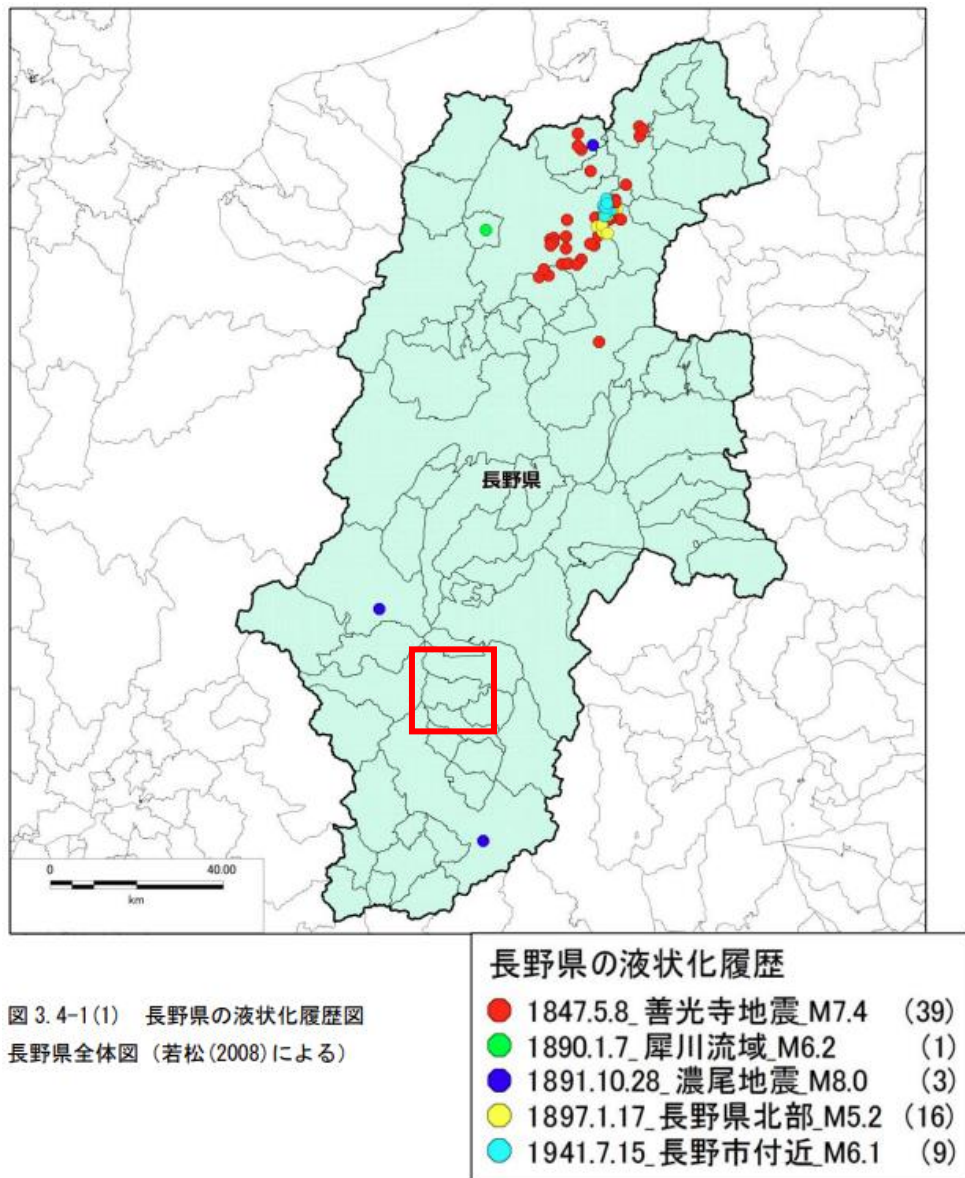


図 3.4-1(1) 長野県の液状化履歴図
長野県全体図 (若松(2008)による)

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査報告書 (平成 27 年 3 月)」

図 過去の液状化履歴図

<大規模盛土造成地>

大規模盛土造成地は、今後地震による滑動崩落の可能性が懸念されることから、国土交通省が作成した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に基づき、令和3（2021）年に本町内の大規模盛土造成地の概ねの位置、規模及び種類の調査が行われました。

その結果、下図の要件に該当する大規模盛土造成地は2か所であり、種類はどちらも谷埋め型大規模盛土造成地です。



図 大規模盛土造成地の要件



出典：飯島町 HP「飯島町大規模盛土造成地マップ」

図 飯島町大規模盛土造成地マップ

7-2-3 都市の情報

災害ハザード情報に重ね合わせる都市の情報は下記の項目とします。

表 災害ハザード情報に重ね合わせる都市の情報

都市の情報	資料等
建物分布（建物階数・建物構造）	令和7年度飯島町都市計画基礎調査
避難施設	飯島町地域防災計画（平成30年3月改定） 飯島町総合ハザードマップ（令和3年10月）
要配慮者施設※1	国土数値情報、庁内資料 等
緊急輸送路	長野県地域防災計画（令和6年3月修正） 国土数値情報：緊急輸送道路データ（R6時点） 飯島町地域防災計画（平成30年3月改定）
人口分布（R2 総人口）	令和2年国勢調査（250mメッシュ）
高齢者割合（R2 老年人口（65歳以上）割合）	令和2年国勢調査（250mメッシュ）

※1 要配慮者施設 … 「誘導施設となりうる施設」に示す介護福祉機能、子育て機能、医療機能、教育・文化機能のうち、下記に該当する施設

介護福祉機能：乳幼児・高齢者・障害者（障害児を含む）が入所・入居または通所し、生活及び就労等を行う施設（ただし、福祉サービスの利用に係る相談・手続き、訪問介護・看護、居宅介護支援のみを行う施設は除く）

子育て機能：幼児・児童の生活及び活動の場となる施設

教育・文化機能：児童・生徒の生活及び活動の場となる施設

医療機能：入院を要する人の療養が想定される病院及び有床の診療所

表 要配慮者施設

機能分類	要配慮者施設
介護福祉機能	高齢者福祉施設 （通所系施設、小規模多機能型施設、入所系施設） 障害者福祉施設 （障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター 等）
子育て機能	幼稚園、認定こども園、保育所（保育園）、認可外保育施設、学童クラブ 等
教育・文化機能	小学校、中学校、高等学校 等
医療機能	病院、診療所（有床）

7-2-4 災害リスクの重ね合わせ分析

本指針においては、下記のとおり、災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで災害リスクの分析を行います。

表 重ね合わせ分析の視点

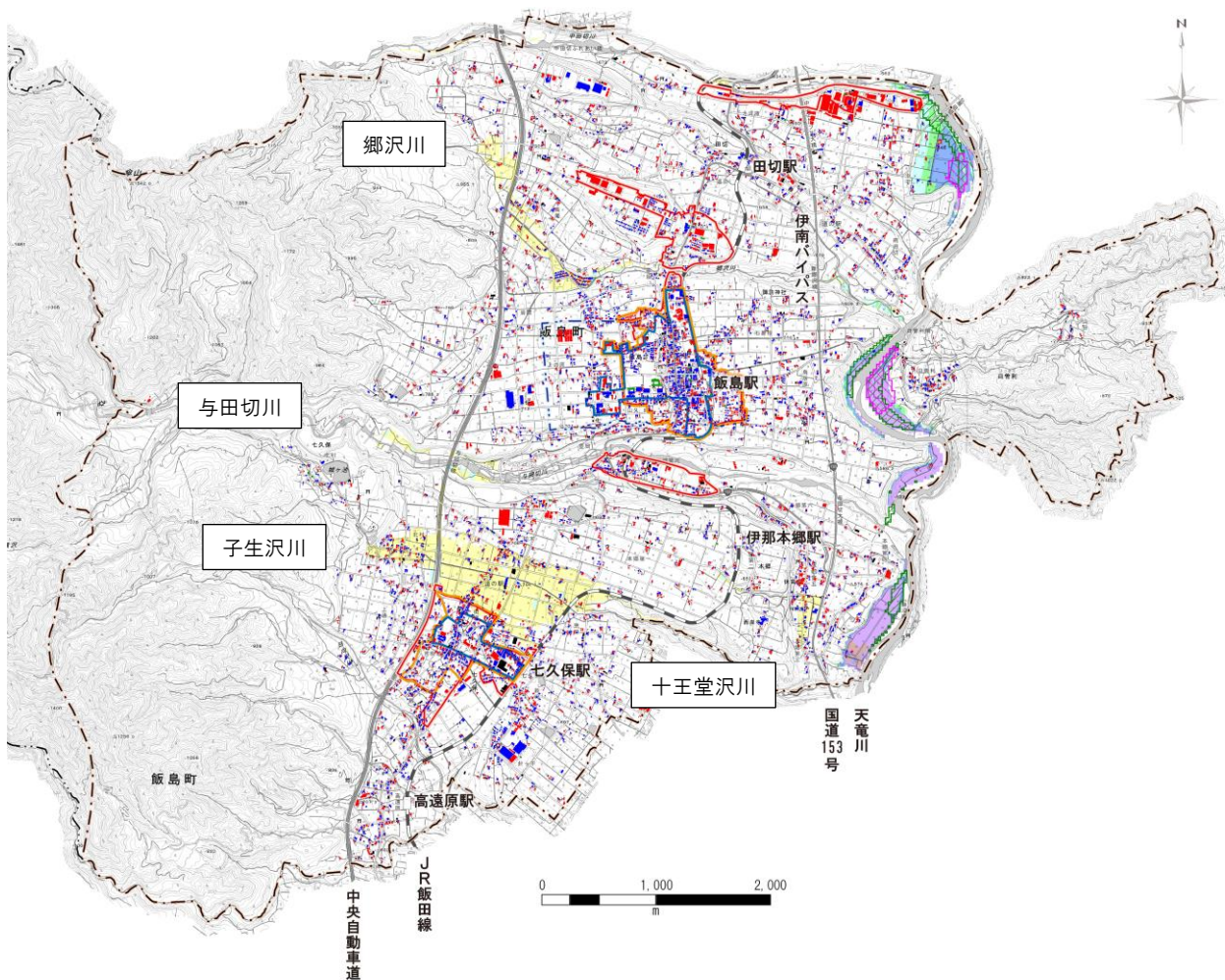
災害ハザード情報		都市の情報	分析の視点	
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）	浸水深 家屋倒壊等氾濫想定区域 （氾濫流・河岸浸食）	建物分布（建物階数）	垂直避難※1が困難で、早期の避難が必要とされる建物の分布状況を確認 河岸浸食により、家屋が流失・倒壊する危険性がないかを確認
			建物分布（建物構造）	氾濫流により、木造家屋が流失・倒壊する危険性がないかを確認
			避難施設	浸水発生時に利用できる避難施設が確保されているかを確認
			要配慮者施設	施設の継続利用ができるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認
			緊急輸送路	浸水発生時に避難路として活用可能か、集落孤立がないかを確認
			人口分布（R2 総人口）	早期避難に困難が生じる可能性のある地域を確認
	高齢者割合 （R2 老年人口（65歳以上）割合）			
	浸水継続時間	要配慮者施設	施設の継続利用ができるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認	
緊急輸送路		避難路や輸送路として継続的に活用可能か、集落孤立がないかを確認		
土砂災害	急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 山地災害危険地区 （山腹崩壊危険地区） （崩壊土砂流出危険地区）	建物分布（建物階数）	土砂災害ハザード区域内における建物の分布状況を確認	
		避難施設	土砂災害発生時に利用できる避難施設が確保されているかを確認	
		要配慮者施設	土砂災害発生時に施設が継続利用できるか、要配慮者・病人の生命維持に危険がないかを確認	
		緊急輸送路	土砂災害発生時に避難路や輸送路として活用可能かを確認	
		人口分布（R2 総人口）	早期避難に困難が生じる可能性のある地域を確認	
		高齢者割合 （R2 老年人口（65歳以上）割合）		
地震	（大規模盛土造成地）	避難施設	地震発生時に利用できる避難施設が確保されているかを確認	
		緊急輸送路	地震発生時や液状化発生時に避難路や輸送路として活用可能かを確認	
		人口分布（R2 総人口）	早期避難に困難が生じる可能性のある地域を確認	
		高齢者割合 （R2 老年人口（65歳以上）割合）		

※1 垂直避難 … 屋外へ出ることや避難所まで向かうことが危険な状態な場合などにおいて、建物屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動すること。

<洪水>

① 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布（建物階数）

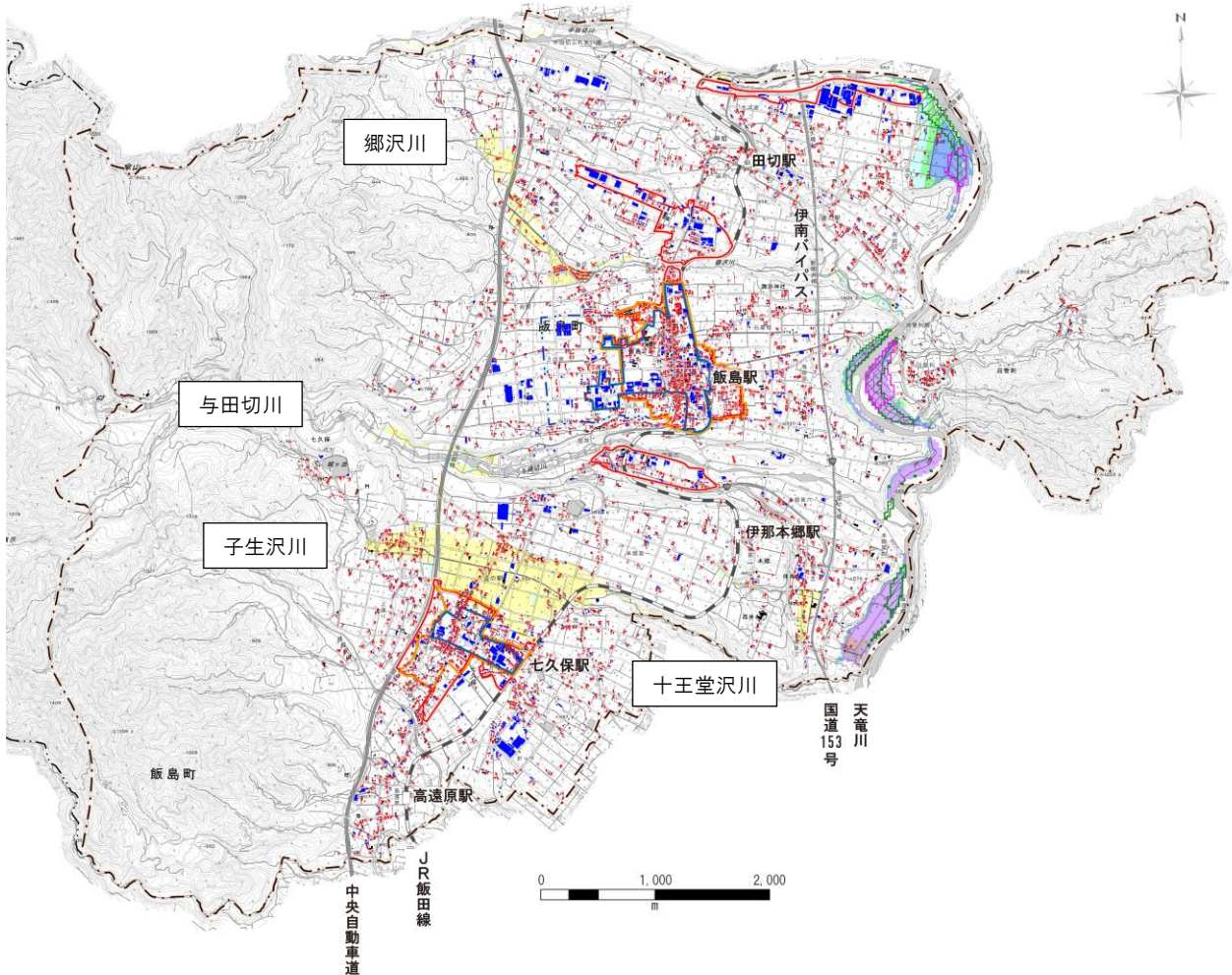
飯島地区の用途地域内では、想定最大規模（L2）での浸水が想定されている箇所は見られません。子生沢川沿いには 0.5m 未満の浸水が想定されている箇所が広がっており、そこに建物分布が見られます。また、天竜川沿いの 3.0m 以上の浸水が想定されている箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）にも 2 階以下の建物が分布しています。



凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）		
浸水深		
	0 m以上0.5m未満	
	0.5m以上3.0m未満	
	3.0m以上5.0m未満	
	5.0m以上10.0m未満	
	10.0m以上20.0m未満	
	20.0m以上	
家屋倒壊等氾濫想定区域		
	氾濫流	
	河岸浸食	
<都市の情報>		
建物分布（建物階数）		
	1F	
	2F	
	3F以上	
	不明	
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域	
	特定用途制限地域	
	都市計画区域	
	行政区	
	J R 飯田線	

② 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×建物分布（建物構造）

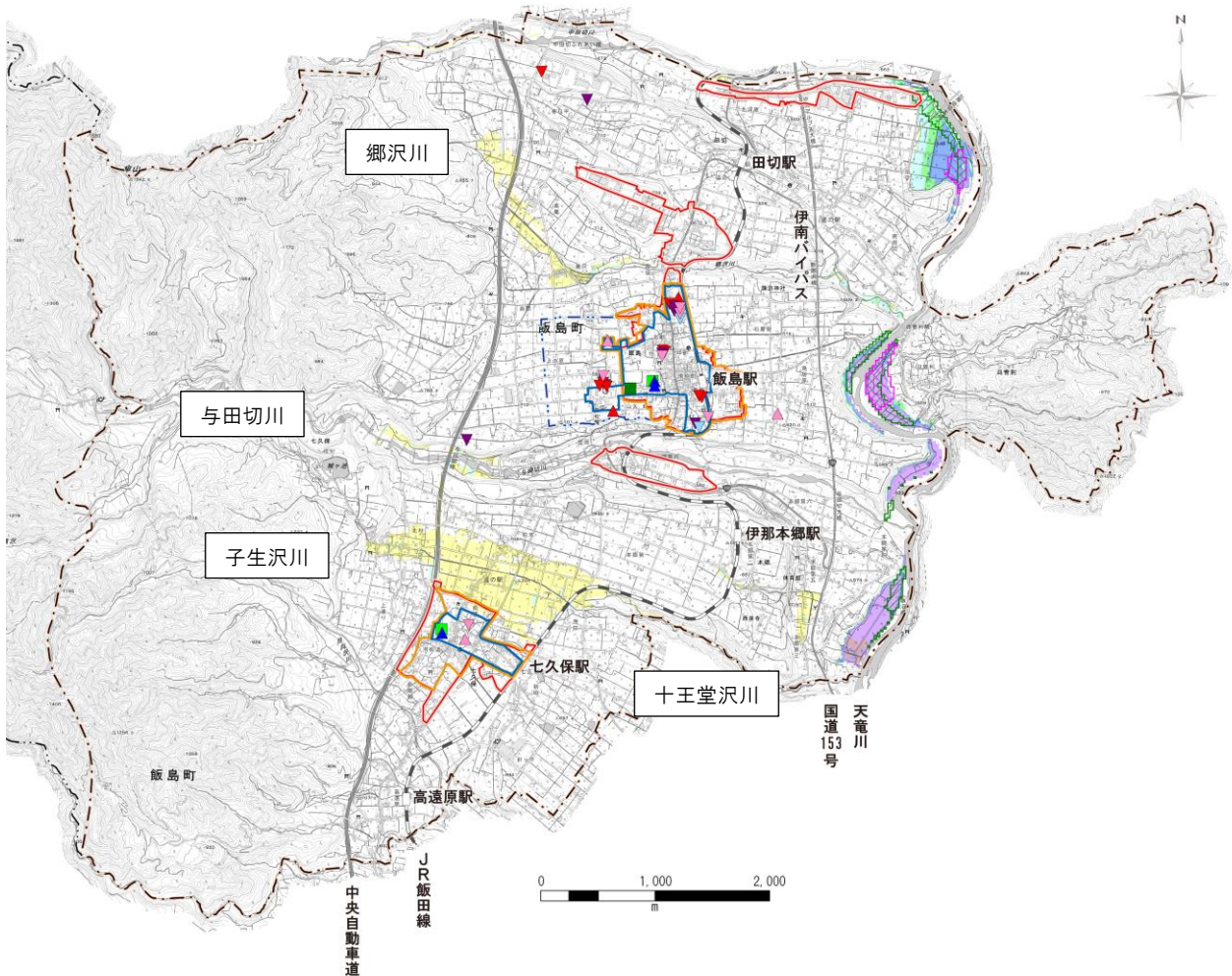
想定最大規模（L2）で 0.5m 未満の浸水が想定されている郷沢川沿いや子生沢川沿いでは、主に木造・土蔵造の建物が分布しています。天竜川沿いの 3.0m 以上の浸水が想定されている箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）では、町北部の用途地域（工業地域）内は非木造の建物が分布していますが、その南側や本郷第四地区周辺では木造・土蔵造の建物分布が見られます。



凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）		
浸水深		
	0 m以上0.5m未満	
	0.5m以上3.0m未満	
	3.0m以上5.0m未満	
	5.0m以上10.0m未満	
	10.0m以上20.0m未満	
	20.0m以上	
家屋倒壊等氾濫想定区域		
	氾濫流	
	河岸浸食	
<都市の情報>		
建物分布（建物構造）		
	木造・土蔵造	
	非木造	
	不明	
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域	
	特定用途制限地域	
	都市計画区域	
	行政区域	
	J R 飯田線	

③ 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×要配慮者施設

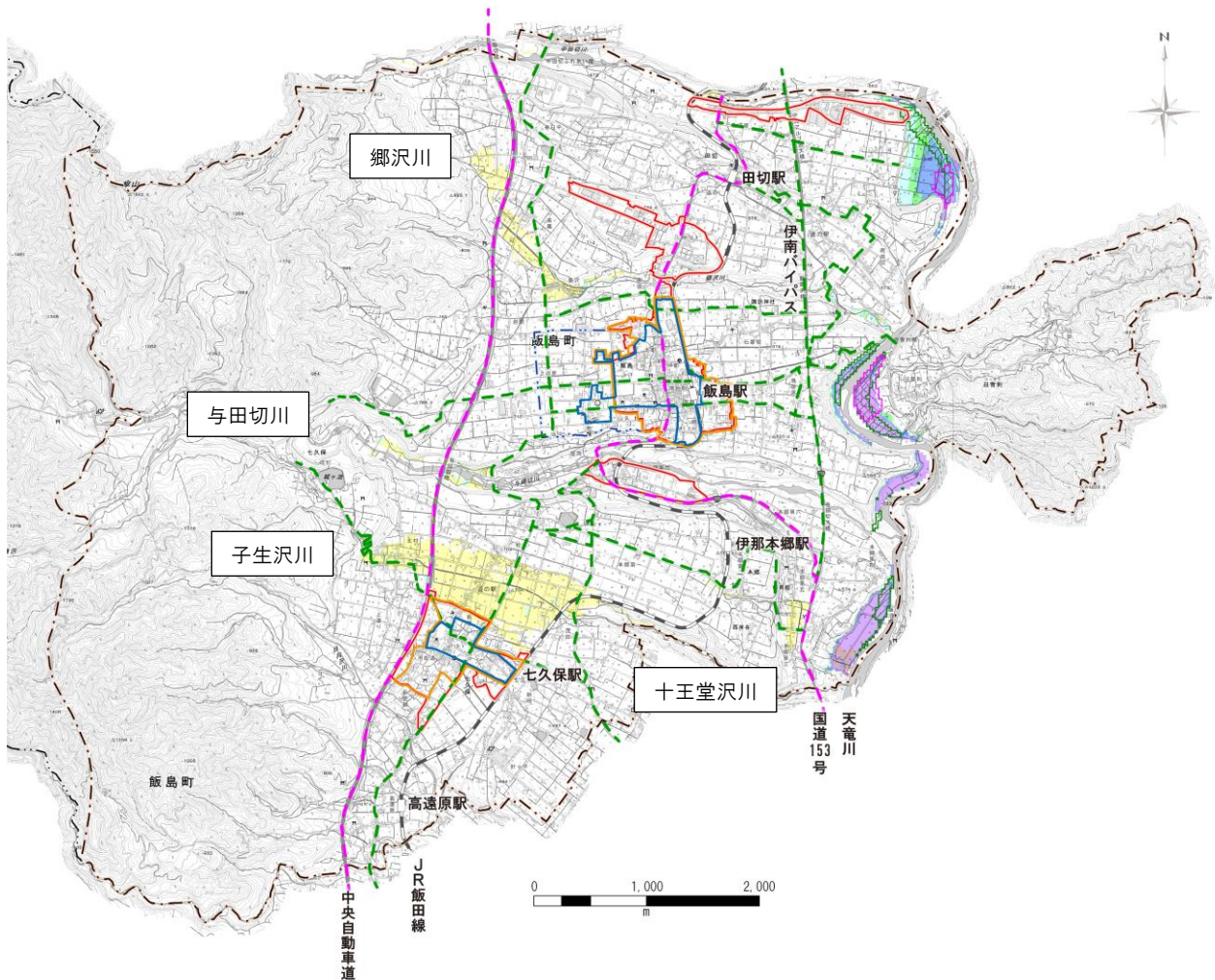
本町では、要配慮者施設の多くが用途地域内に集積しており、想定最大規模（L2）での浸水が想定されている箇所への要配慮者施設の分布は見られません。



凡 例		
<p><災害ハザード></p> <p>洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）</p> <p>浸水深</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 m以上0.5m未満 0.5m以上3.0m未満 3.0m以上5.0m未満 5.0m以上10.0m未満 10.0m以上20.0m未満 20.0m以上 <p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫流 河岸浸食 	<p><都市の情報></p> <p>要配慮者施設</p> <p>介護福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設（通所系施設） 高齢者福祉施設（小規模多機能型施設） 高齢者福祉施設（入所系施設） 障がい者福祉施設 <p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所（保育園） 認可外保育施設 学童クラブ <p>教育・文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校 中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 用途地域 特定用途制限地域 都市計画区域 行政区画 J R 飯田線

④ 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×緊急輸送路

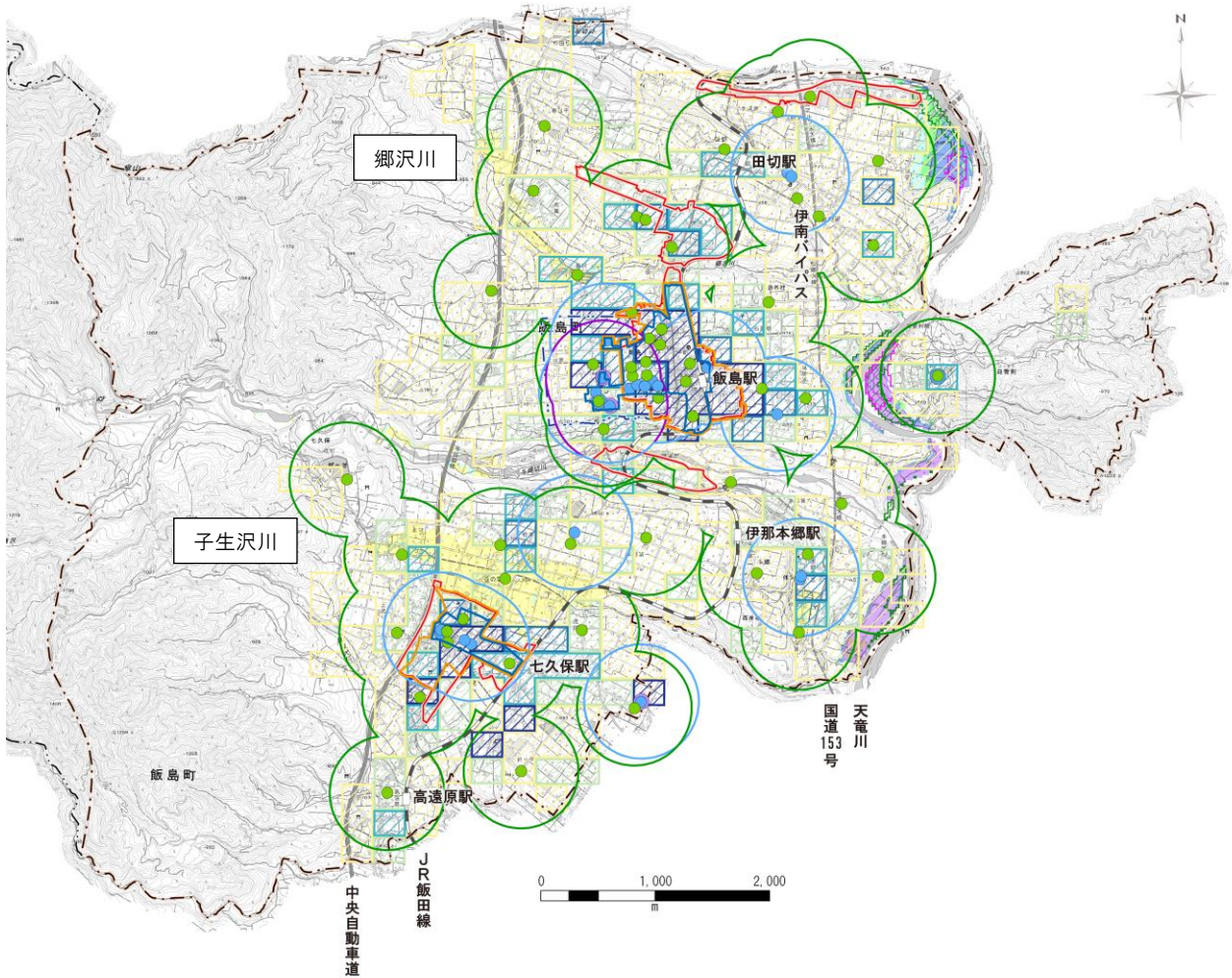
子生沢川沿いや郷沢川沿いなどでは、想定最大規模（L2）で0.5m未満の浸水が想定されている箇所を通過する緊急輸送路（中央自動車道、（一）千人塚公園線、町道 広域2号線、町道 秋葉線、町道 本郷中央縦断線、町道 下街道線）が見られるが、浸水深3.0m以上の箇所を通過する緊急輸送路は存在しません。



凡 例		
<p><災害ハザード></p> <p>洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）</p> <p>浸水深</p> <ul style="list-style-type: none"> 0 m以上0.5m未満 0.5m以上3.0m未満 3.0m以上5.0m未満 5.0m以上10.0m未満 10.0m以上20.0m未満 20.0m以上 <p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫流 河岸浸食 	<p><都市の情報></p> <p>緊急輸送路</p> <ul style="list-style-type: none"> 県指定 町指定 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 用途地域 特定用途制限地域 都市計画区域 行政区域 J R 飯田線

⑤ 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×避難施設×人口分布 (R2 総人口)

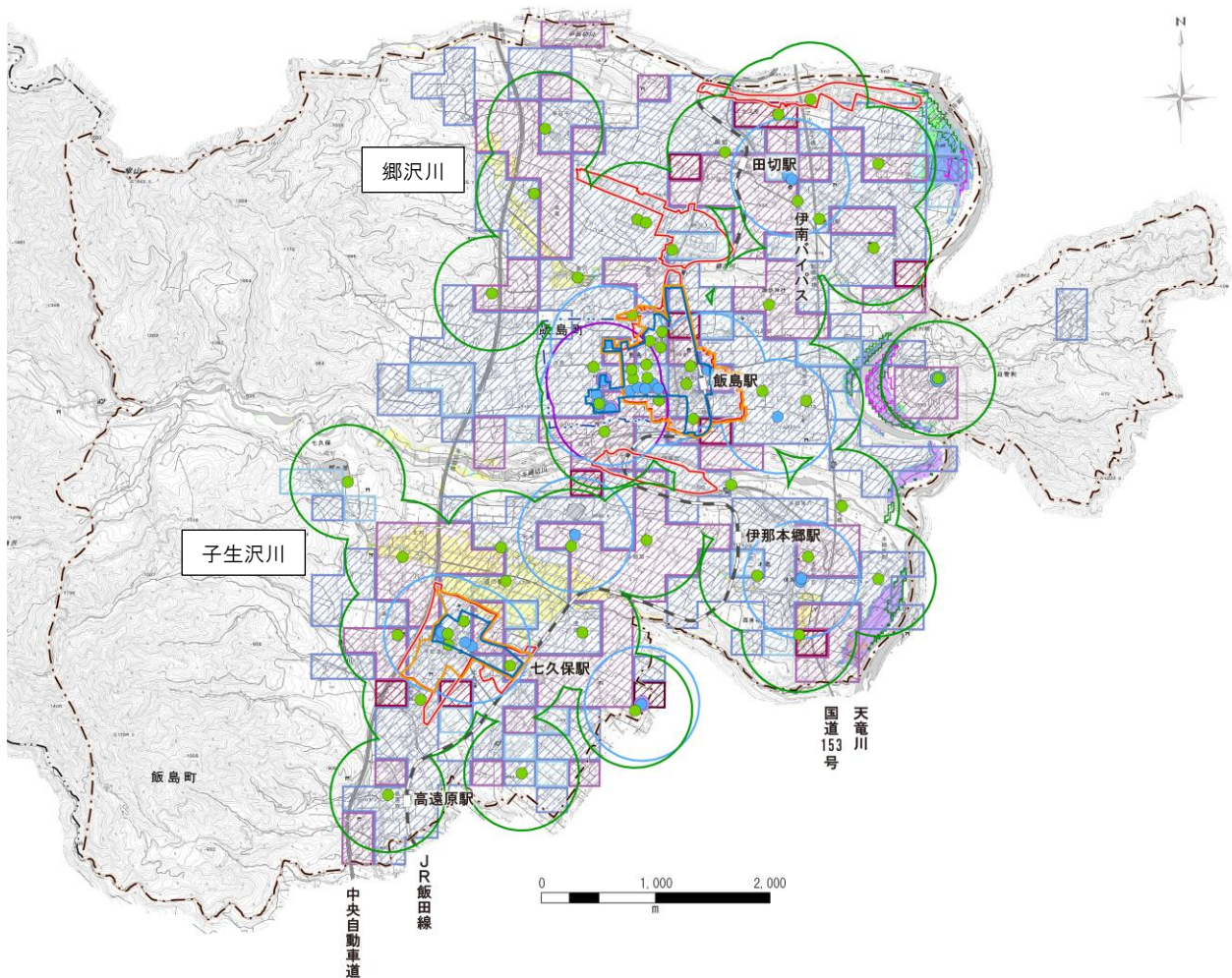
子生沢川沿いや郷沢川沿いなど、想定最大規模 (L2) で 0.5m 未満の浸水が想定されている箇所に避難施設が 5 か所存在していますが、いずれも洪水災害を対象とした施設ではなく、町内の洪水被害を対象とする避難施設は全て浸水が想定されていない地域に設置されています。また、子生沢川沿いや郷沢川沿いなどでは 250m メッシュあたり 40 人以上の人口分布が見られますが、洪水被害を対象とする避難施設からの徒歩圏内となっています。一方で、天竜川沿い (中平地区など) では避難施設からの徒歩圏外となっている地域も存在しています。



凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域 (想定最大規模L2)		
浸水深		
0 m以上0.5m未満		
0.5m以上3.0m未満		
3.0m以上5.0m未満		
5.0m以上10.0m未満		
10.0m以上20.0m未満		
20.0m以上		
家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流		
河岸浸食		
<都市の情報>		
避難施設・徒歩圏		
洪水災害を対象とする指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所から 500m圏		
洪水災害を対象とする指定避難所		
指定避難所から 500m圏		
福祉避難所		
福祉避難所から 500m圏		
人口分布 (R2総人口) 250mメッシュ		
1～19人	60～79人	
20～39人	80人以上	
40～59人		
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域	
	特定用途制限地域	
	都市計画区域	
	行政区域	
	J R 飯田線	

⑥ 浸水深×家屋倒壊等氾濫想定区域×避難施設×高齢者割合（R2老年人口（65歳以上人口）割合）

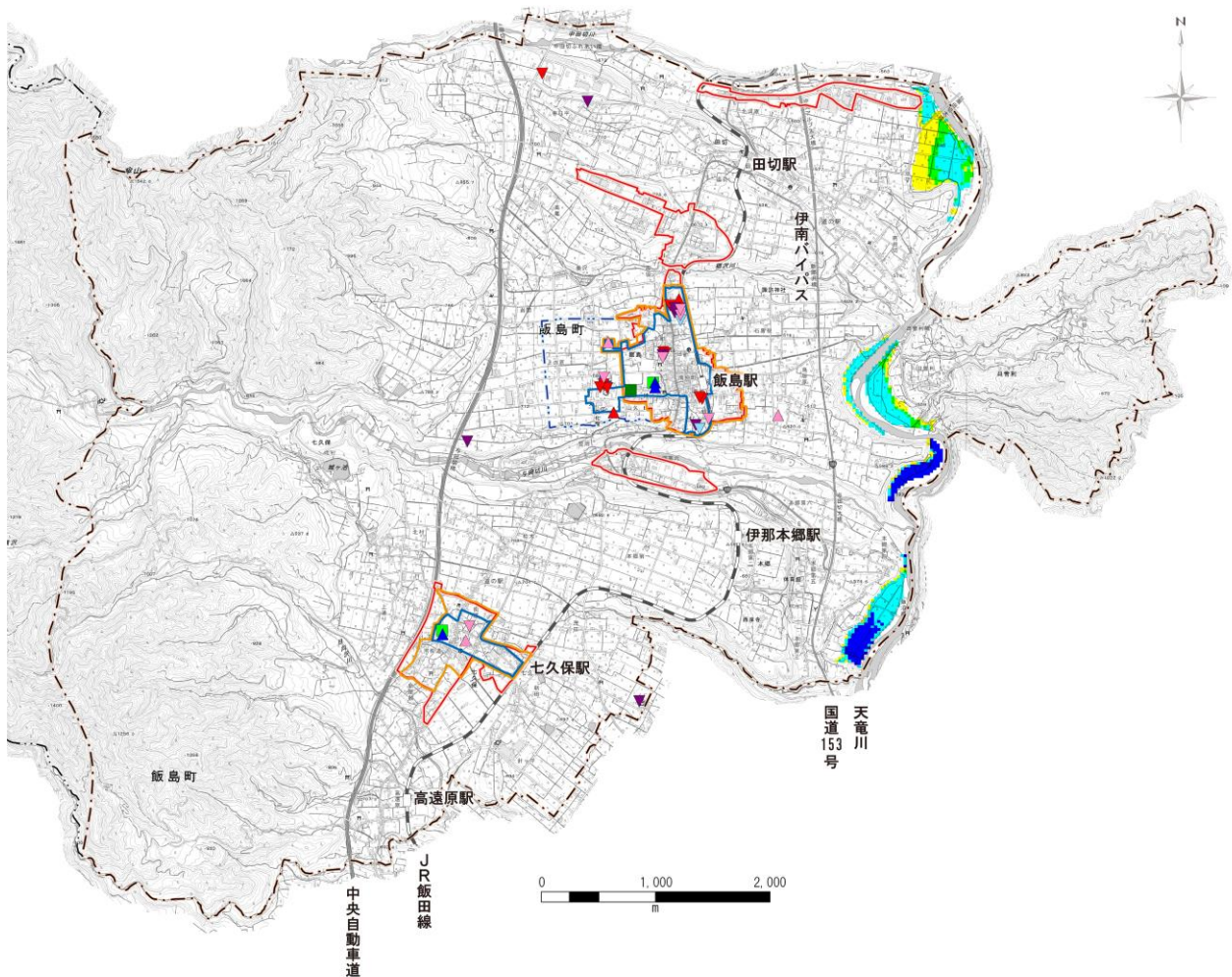
子生沢川沿いや郷沢川沿いなどの想定最大規模（L2）で0.5m未満の箇所において、高齢者割合が40%以上の箇所が多数見られます。また、天竜川沿いの本郷第三地区周辺や第四地区周辺などでは、浸水深3.0m以上が想定されている地域に高齢者割合が40%以上の箇所が存在しており、洪水被害を対象とする避難施設から徒歩圏外となっている箇所も見られるため、高齢者の避難施設への避難や誘導に時間を要するおそれがあります。



凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）		
浸水深		
0 m以上0.5m未満		
0.5m以上3.0m未満		
3.0m以上5.0m未満		
5.0m以上10.0m未満		
10.0m以上20.0m未満		
20.0m以上		
家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流		
河岸浸食		
<都市の情報>		
避難施設・徒歩圏		
指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所から500m圏		
指定避難所		
指定避難所から500m圏		
福祉避難所		
福祉避難所から500m圏		
高齢者割合（R2老年人口割合）250mメッシュ		
20%未満	60～79%	
20～39%	80%以上	
40～59%		
		都市機能誘導区域
		居住誘導区域
		用途地域
		未来ビジョン対象区域（特定用途制限地域）
		都市計画区域
		行政区
		J R 飯田線

⑦ 浸水継続時間×要配慮者施設

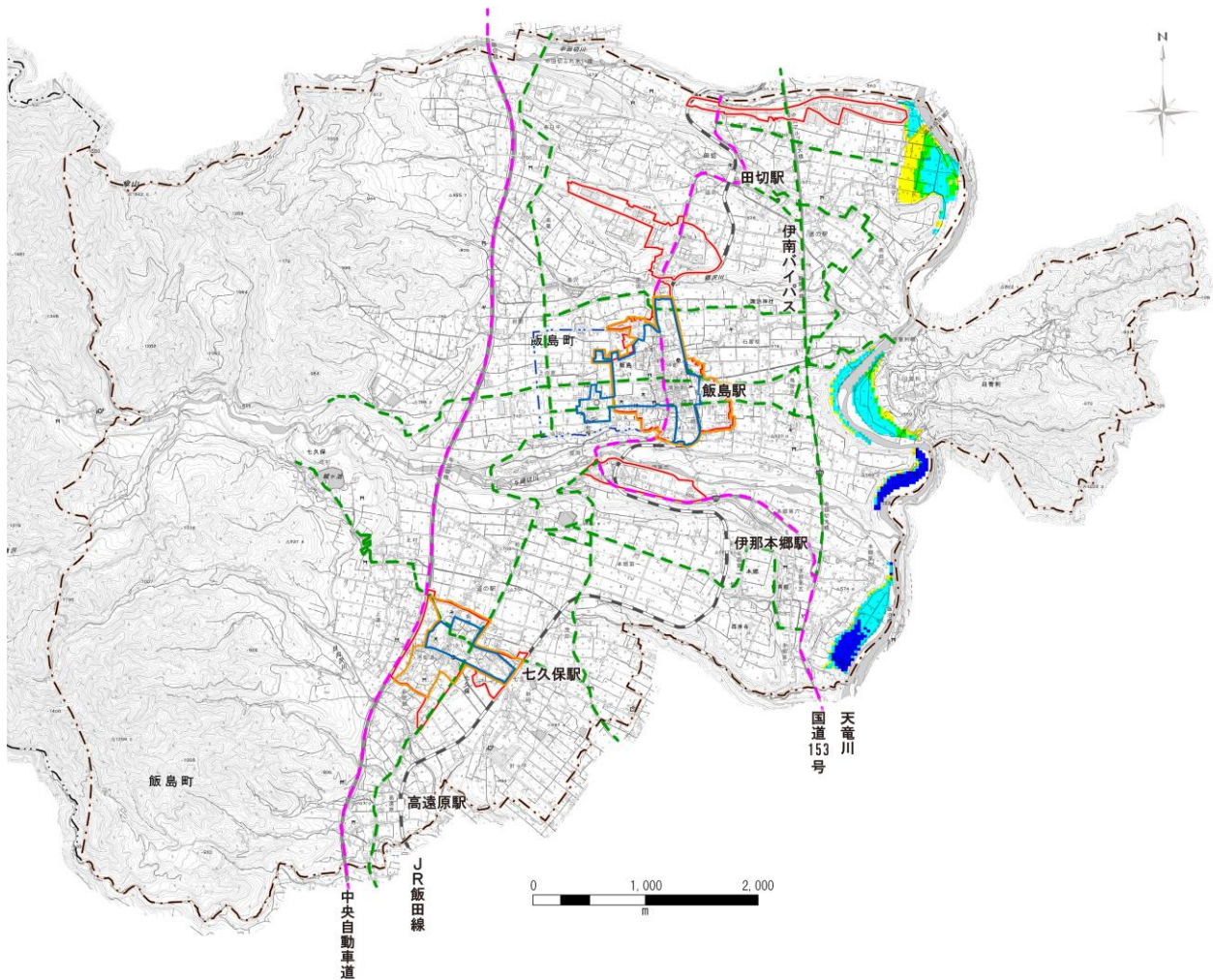
天竜川沿いの長時間に渡って浸水が継続すると想定されている範囲内への要配慮者施設の分布は見られません。



凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）		
浸水継続時間		
	12時間未満	
	12時間以上24時間未満（1日間）	
	24時間以上72時間未満（3日間）	
	72時間以上168時間未満（1週間）	
	該当なし 168時間以上336時間未満（2週間）	
	該当なし 336時間以上672時間未満（4週間）	
	該当なし 672時間以上（4週間以上）	
<都市の情報>		
要配慮者施設		
介護福祉機能		
	高齢者福祉施設（通所系施設）	
	高齢者福祉施設（小規模多機能型施設）	
	高齢者福祉施設（入所系施設）	
	障がい者福祉施設	
子育て機能		
	保育所（保育園）	
	認可外保育施設	
	学童クラブ	
教育・文化機能		
	小学校	
	中学校	
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域	
	特定用途制限地域	
	都市計画区域	
	行政区域	
	J R 飯田線	

⑧ 浸水継続時間×緊急輸送路

天竜川沿いの長時間に渡って浸水が継続すると想定されている範囲内で緊急輸送路が通過している箇所は見られません。

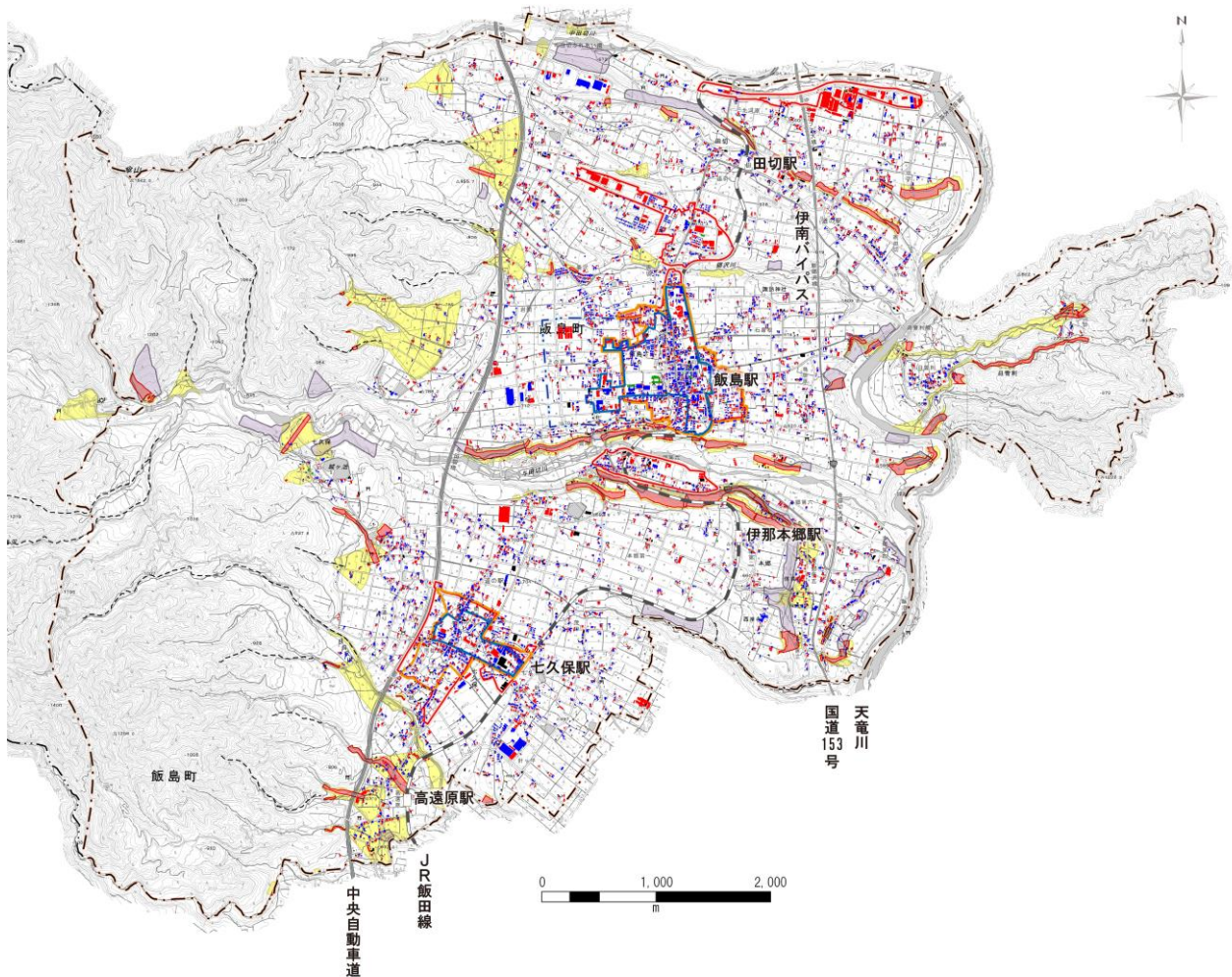


凡 例	
<p><災害ハザード> 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2） 浸水継続時間</p> <p>12時間未満</p> <p>12時間以上24時間未満（1日間）</p> <p>24時間以上72時間未満（3日間）</p> <p>72時間以上168時間未満（1週間）</p> <p>該当なし 168時間以上336時間未満（2週間）</p> <p>該当なし 336時間以上672時間未満（4週間）</p> <p>該当なし 672時間以上（4週間以上）</p>	<p><都市の情報> 緊急輸送路</p> <p>県指定</p> <p>町指定</p>
	<p>都市機能誘導区域</p> <p>居住誘導区域</p> <p>用途地域</p> <p>特定用途制限地域</p> <p>都市計画区域</p> <p>行政区域</p> <p>J R 飯田線</p>

<土砂災害>

⑨ 土砂災害ハザード×建物分類（建物階数）

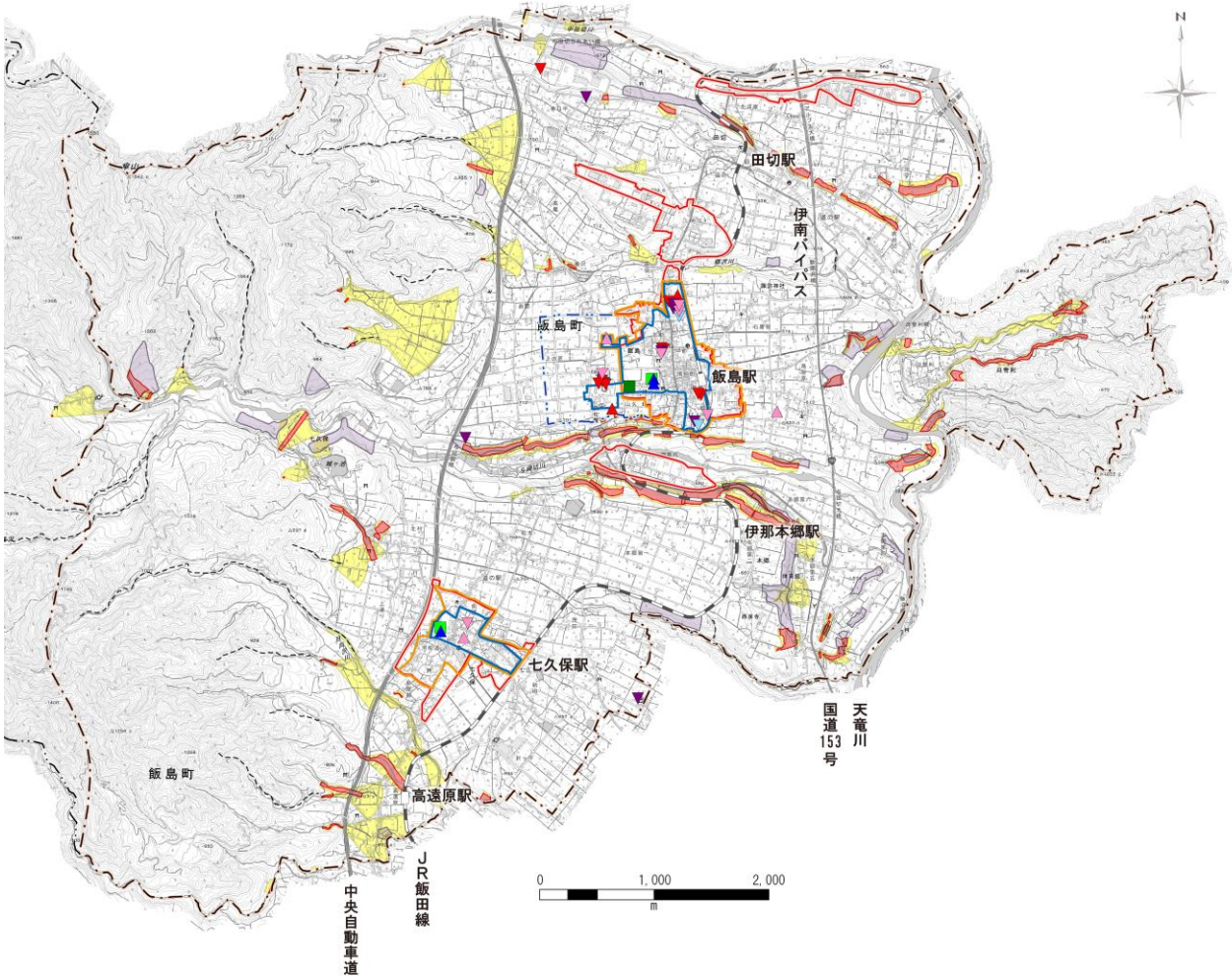
土砂災害警戒区域などの土砂災害が想定されている区域内に多くの建物が分布しています。また、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域内にも建物が立地している箇所も見られます。



凡 例		
<災害ハザード>		<都市の情報>
	急傾斜地崩壊危険区域	建物分布（建物階数）
	土砂災害特別警戒区域	 1F
	土砂災害警戒区域	 2F
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	 3F以上
	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）	 不明
		 都市機能誘導区域
		 居住誘導区域
		 用途地域
		 特定用途制限地域
		 都市計画区域
		 行政区域
		 J R 飯田線

⑩ 土砂災害ハザード×要配慮者施設

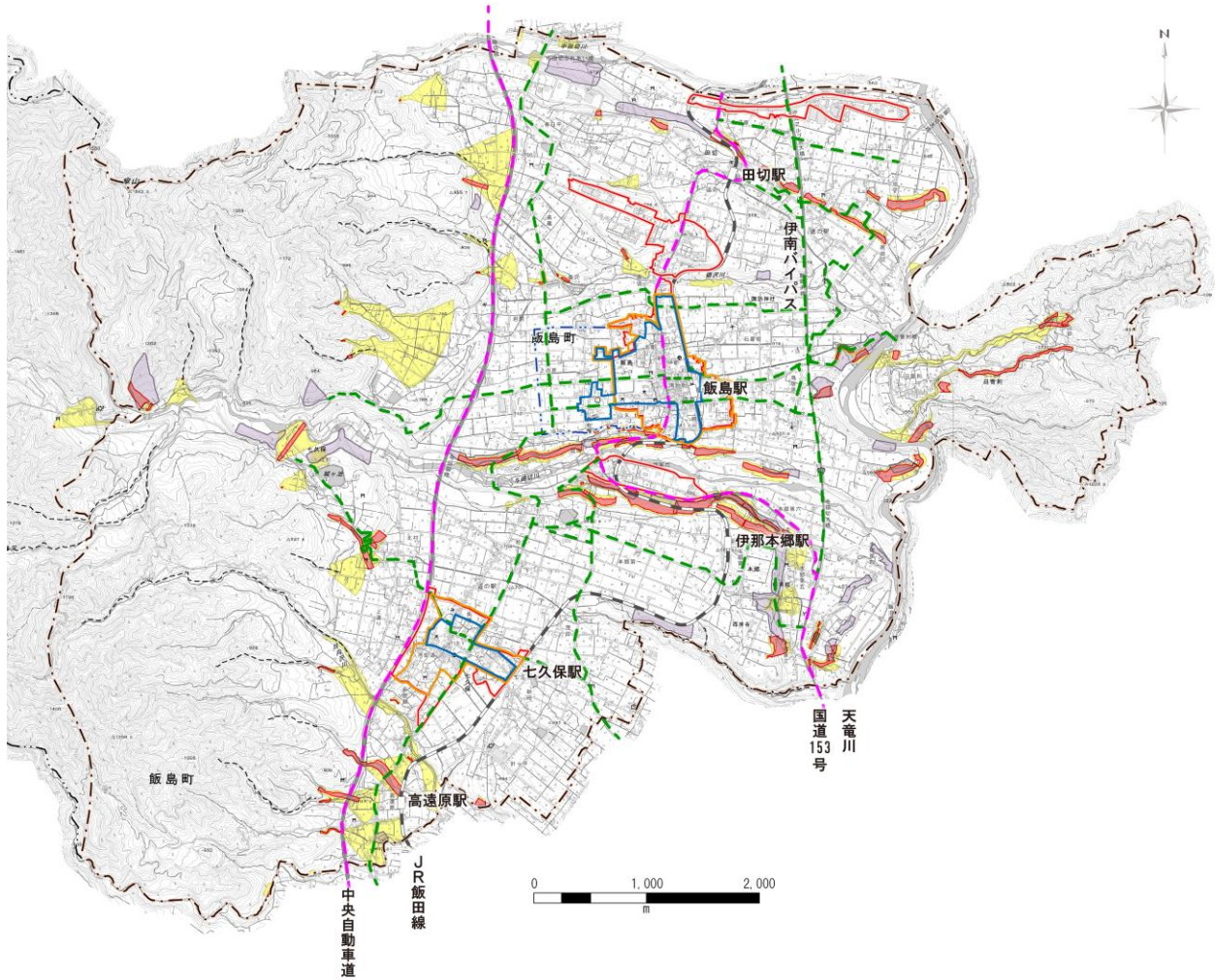
急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域への要配慮者施設の立地は見られませんが、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内に高齢者福祉施設（入所系施設）が1か所立地しています。



凡 例		
<p><災害ハザード></p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区） 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区） 	<p><都市の情報></p> <p>要配慮者施設</p> <p>介護福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 高齢者福祉施設（通所系施設） ▼ 高齢者福祉施設（小規模多機能型施設） ▼ 高齢者福祉施設（入所系施設） ▼ 障がい者福祉施設 <p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 保育所（保育園） ▲ 認可外保育施設 ▲ 学童クラブ <p>教育・文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校 ■ 中学校 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 用途地域 特定用途制限地域 都市計画区域 行政区域 JR飯田線

⑪ 土砂災害ハザード×緊急輸送路

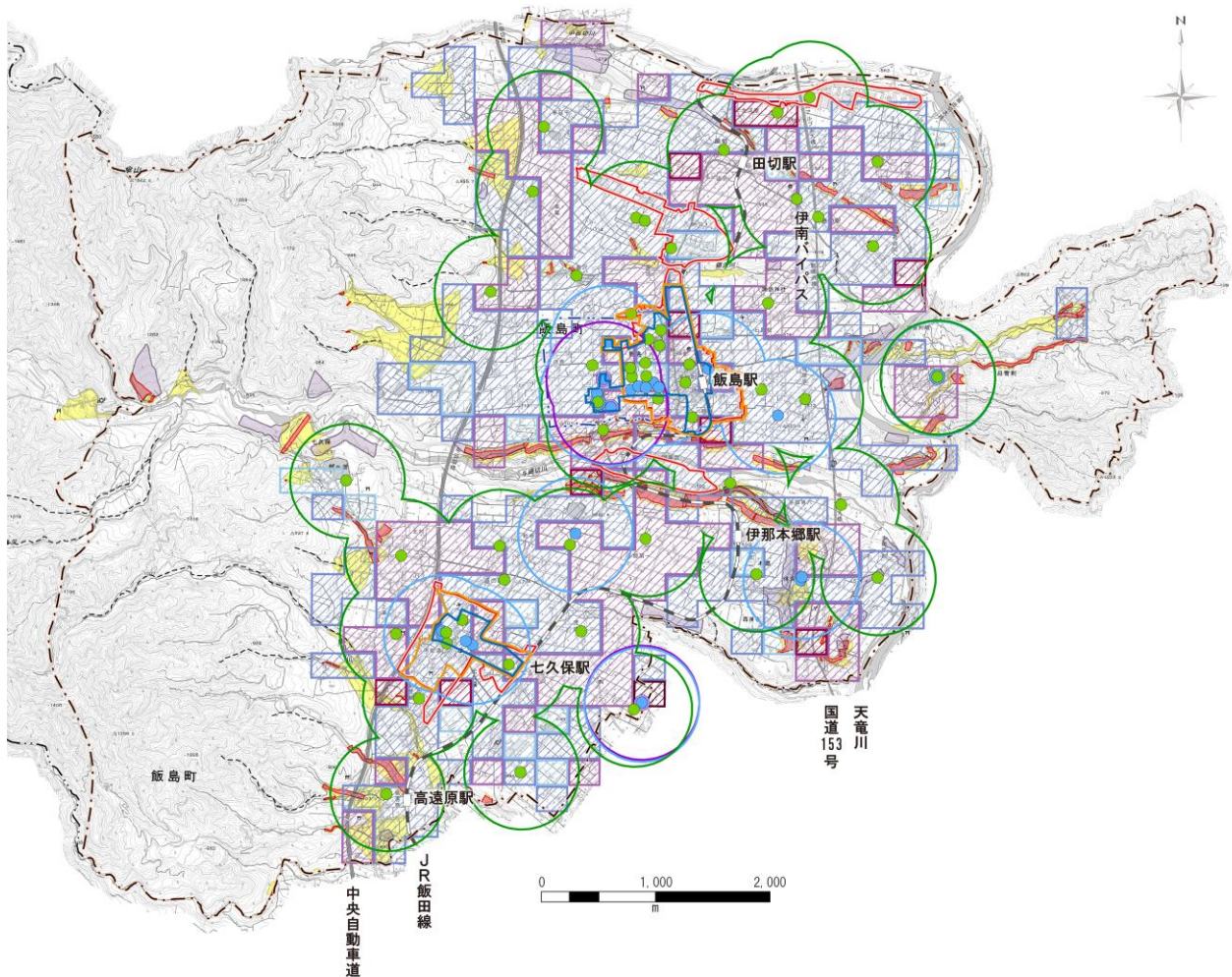
土砂災害特別警戒区域を含む、土砂災害のおそれのある箇所を通過する緊急輸送路（中央自動車道、国道153号、（主）飯島飯田線、（一）千人塚公園線、（一）飯島停車場日曾利線、町道 広域2号線、町道 本郷中央縦断線、（一）下街道線）が見られます。



凡 例		
<災害ハザード>		
	急傾斜地崩壊危険区域	
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	
	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）	
<都市の情報>		
緊急輸送路		
	県指定	
	町指定	
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域	
	特定用途制限地域	
	都市計画区域	
	行政区域	
	J R 飯田線	

⑬ 土砂災害ハザード×避難施設×高齢者割合（R2 老年人口（65 歳以上人口）割合）

土砂災害のおそれのある地域内において、高齢者割合が40%以上の地域が多数存在しており、60%以上と高い箇所も見られます。特に、本郷第三地区周辺の天竜川沿いでは高齢者割合が40%以上であり、避難施設からの徒歩圏外となっている箇所が存在しているため、避難施設への避難や誘導に時間を要するおそれがあります。



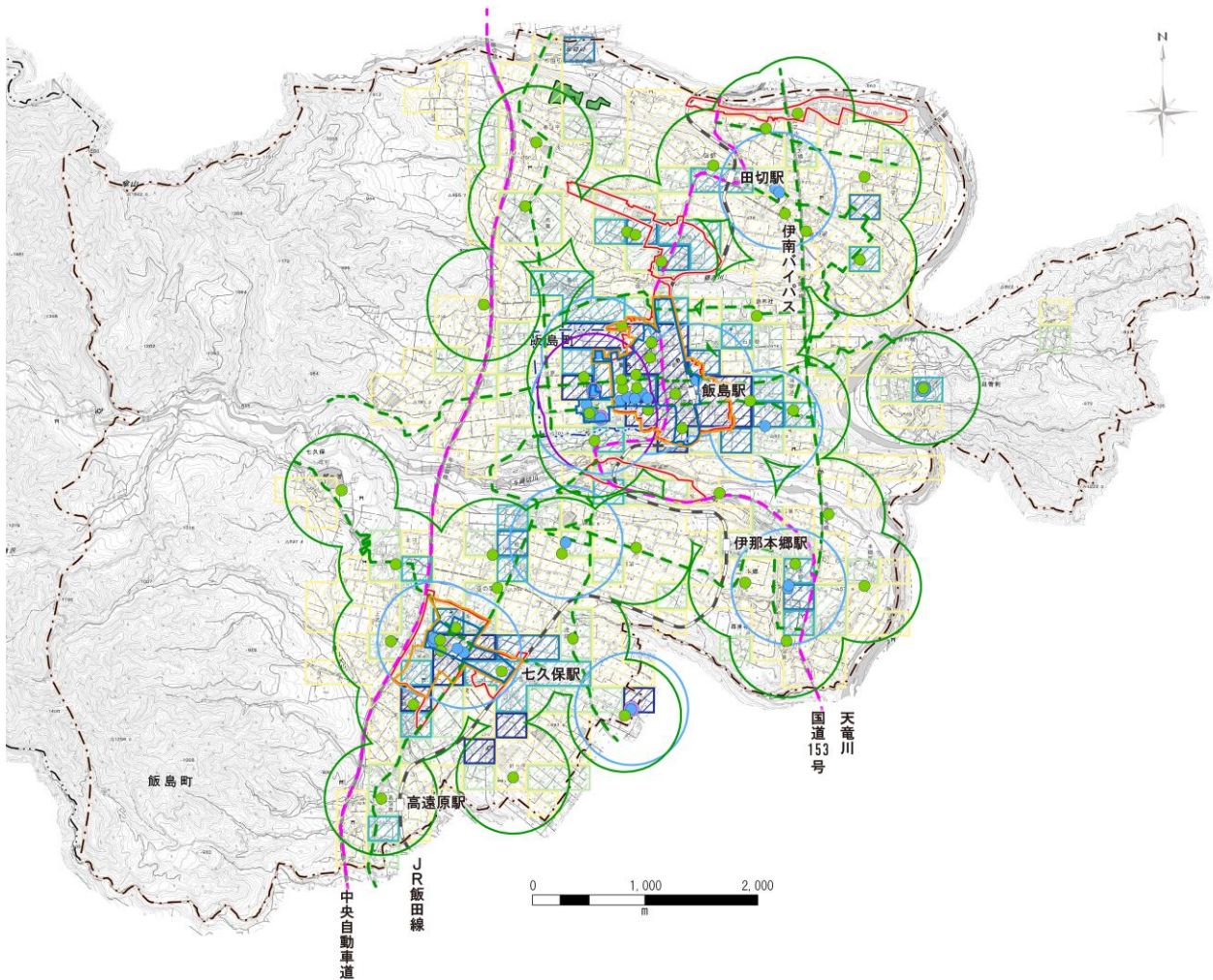
凡 例		
<p><災害ハザード></p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区） 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区） 	<p><都市の情報></p> <p>避難施設・徒歩圏</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害を対象とする指定緊急避難場所 指定緊急避難場所から500m圏 土砂災害を対象とする指定避難所 指定避難所から500m圏 福祉避難所 福祉避難所から500m圏 <p>高齢者割合（R2老年人口割合）250mメッシュ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;"> 20%未満 <li style="width: 50%;"> 60～79% <li style="width: 50%;"> 20～39% <li style="width: 50%;"> 80%以上 <li style="width: 50%;"> 40～59% 	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 用途地域 特定用途制限地域 都市計画区域 行政区域 JR飯田線

<地震>

⑭ 避難施設×緊急輸送路×人口分布 (R2 総人口)

飯島地区内及び七久保地区内には大規模盛土造成地は存在しておらず、町北部にある大規模盛土造成地付近の 250m メッシュあたりの人口は 20 人未満となっています。

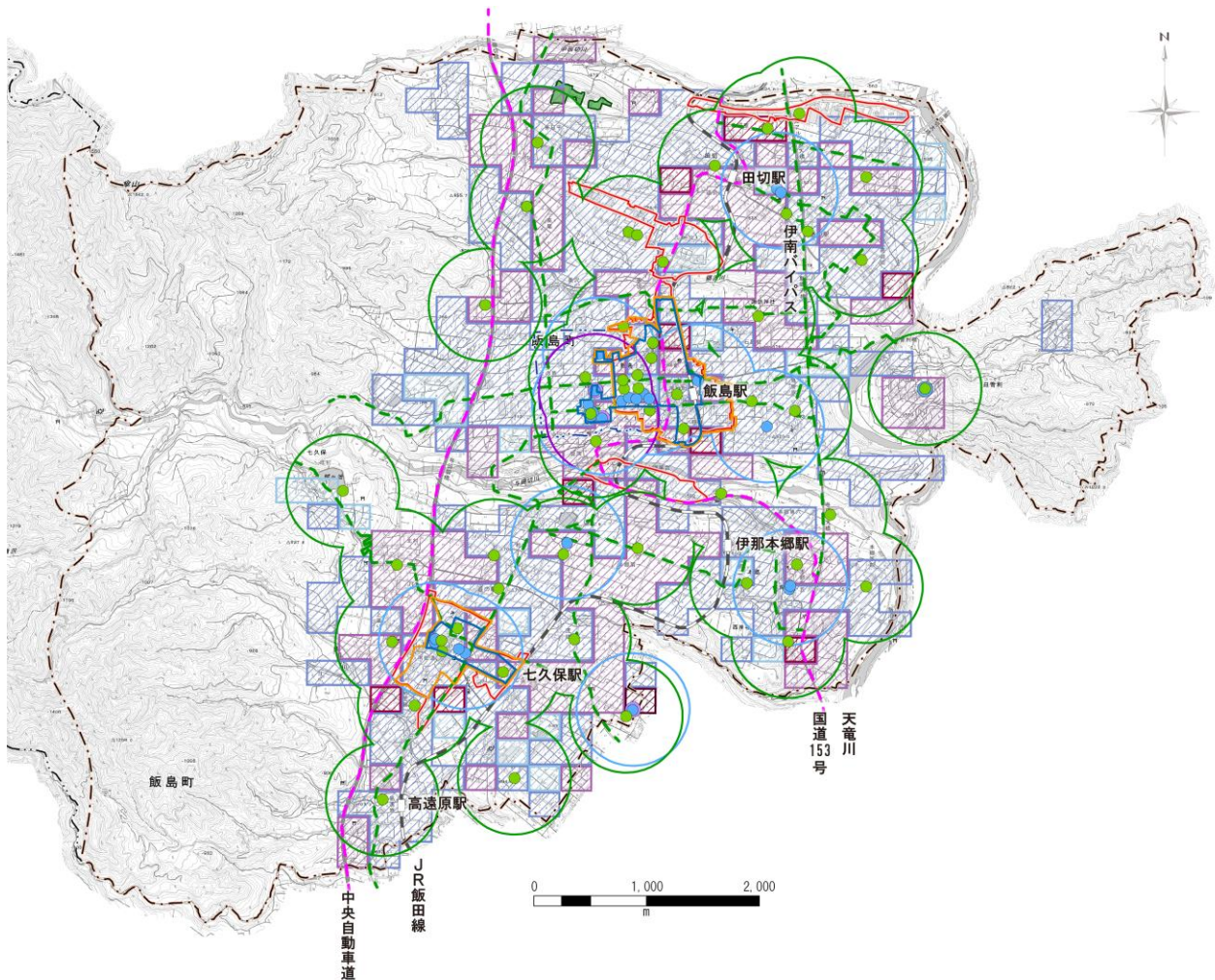
250m メッシュあたりの人口が 40 人以上の箇所では、いずれも地震災害を対象とする指定避難所からの徒歩圏内となっています。一方で、滝ヶ原堤周辺などの中央自動車道以西や天竜川沿いでは、地震災害を対象とする避難施設から徒歩圏外となっている箇所が存在しています。



凡 例		
<都市の情報>		
避難施設・徒歩圏		
地震災害を対象とする指定緊急避難場所	人口分布 (R2総人口) 250mメッシュ	都市機能誘導区域
指定緊急避難場所から 500m圏		1～19 人
地震災害を対象とする指定避難所		20～39 人
指定避難所から 500m圏		40～59 人
福祉避難所		60～79 人
福祉避難所から 500m圏	80 人以上	用途地域
緊急輸送路		
県指定		特定用途制限地域
町指定		都市計画区域
		行政区域
		J R 飯田線
		大規模盛土造成地 (谷埋め型)

⑮ 避難施設×緊急輸送路×高齢者割合（R2 老年人口（65歳以上人口）割合）

滝ヶ原堤周辺などの中央自動車道以西や本郷第三地区周辺の天竜川沿いなどでは、高齢者割合が40%以上でありながら、避難施設から徒歩圏外となっている箇所が存在しています。特に、本郷第三地区周辺では高齢者割合が60%以上と高く、避難施設からの徒歩圏外となっているため、高齢者の避難施設への避難や誘導に時間を要するおそれがあります。



凡 例		
<都市の情報>		
避難施設・徒歩圏		
地震災害を対象とする指定緊急避難場所	高齢者割合（R2老年人口割合）250mメッシュ	20%未満 20～39% 40～59% 60～79% 80%以上
指定緊急避難場所から500m圏		
地震災害を対象とする指定避難所		
指定避難所から500m圏		
福祉避難所		
福祉避難所から500m圏		
緊急輸送路		
県指定		
町指定		
		都市機能誘導区域 居住誘導区域 用途地域 特定用途制限地域 都市計画区域 行政区域 JR飯田線 大規模盛土造成地（谷埋め型）

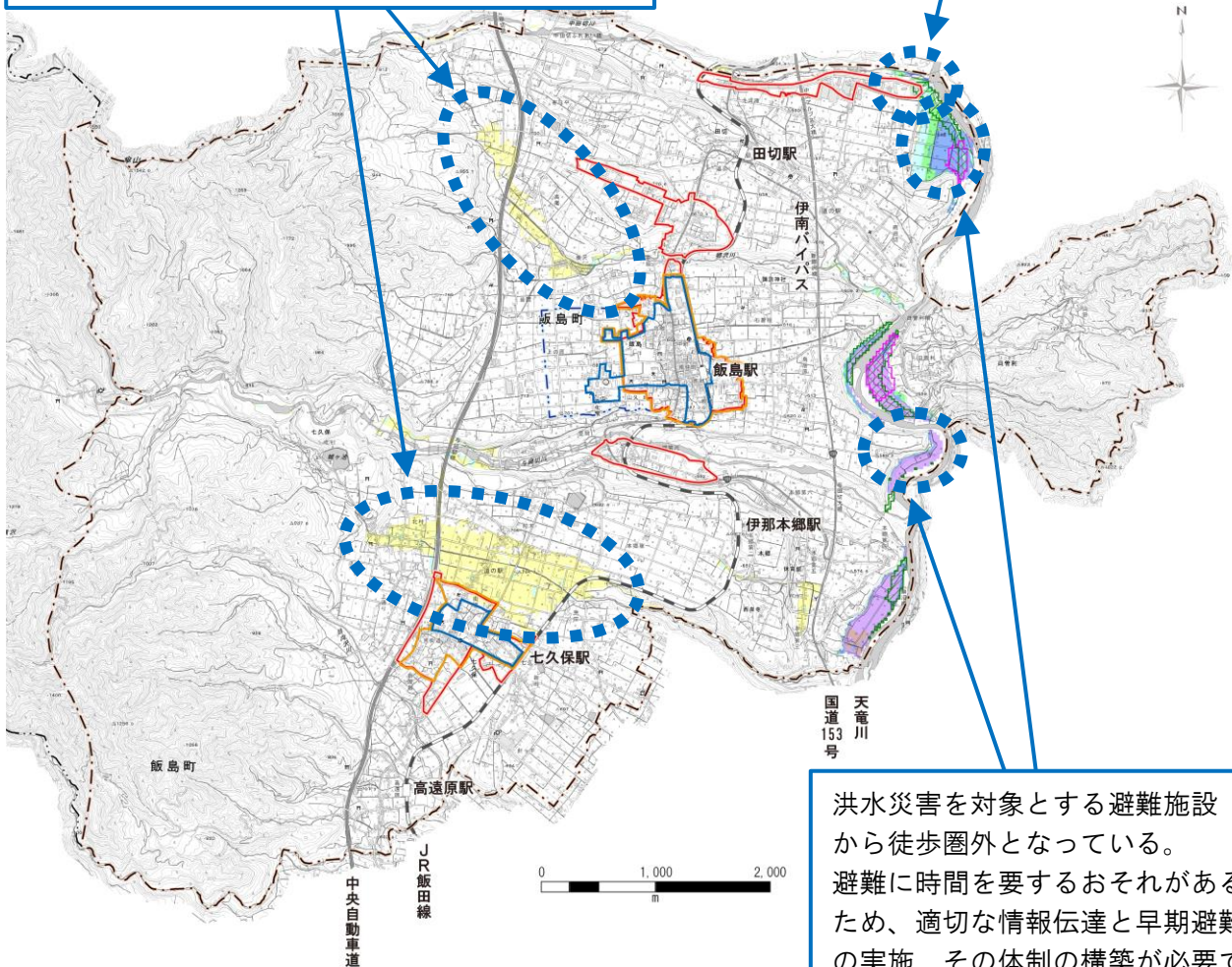
7-3 課題の整理

前項までの災害ザード情報と都市の情報の重ね合わせによるリスクの分析結果を踏まえ、＜洪水＞＜土砂災害＞＜地震＞に分けて、課題の整理を行います。

＜洪水＞

想定最大規模（L2）で想定されている浸水深は3.0m未満であるため、2階以上の建物であれば垂直避難が可能である。しかし、場合によっては避難施設への避難が必要になることも考えられるため、避難施設の場所の周知や早期に避難ができる体制の構築が必要である。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）内に建物分布が見られるため、適切な情報発信と早期避難の実施が必要である。



高齢者割合が高い地域や洪水災害を対象とする避難施設から徒歩圏外に居住している住民は速やかに避難を行うことが必要であるため、日頃から情報の周知を行い、住民の防災意識の向上が必要である。

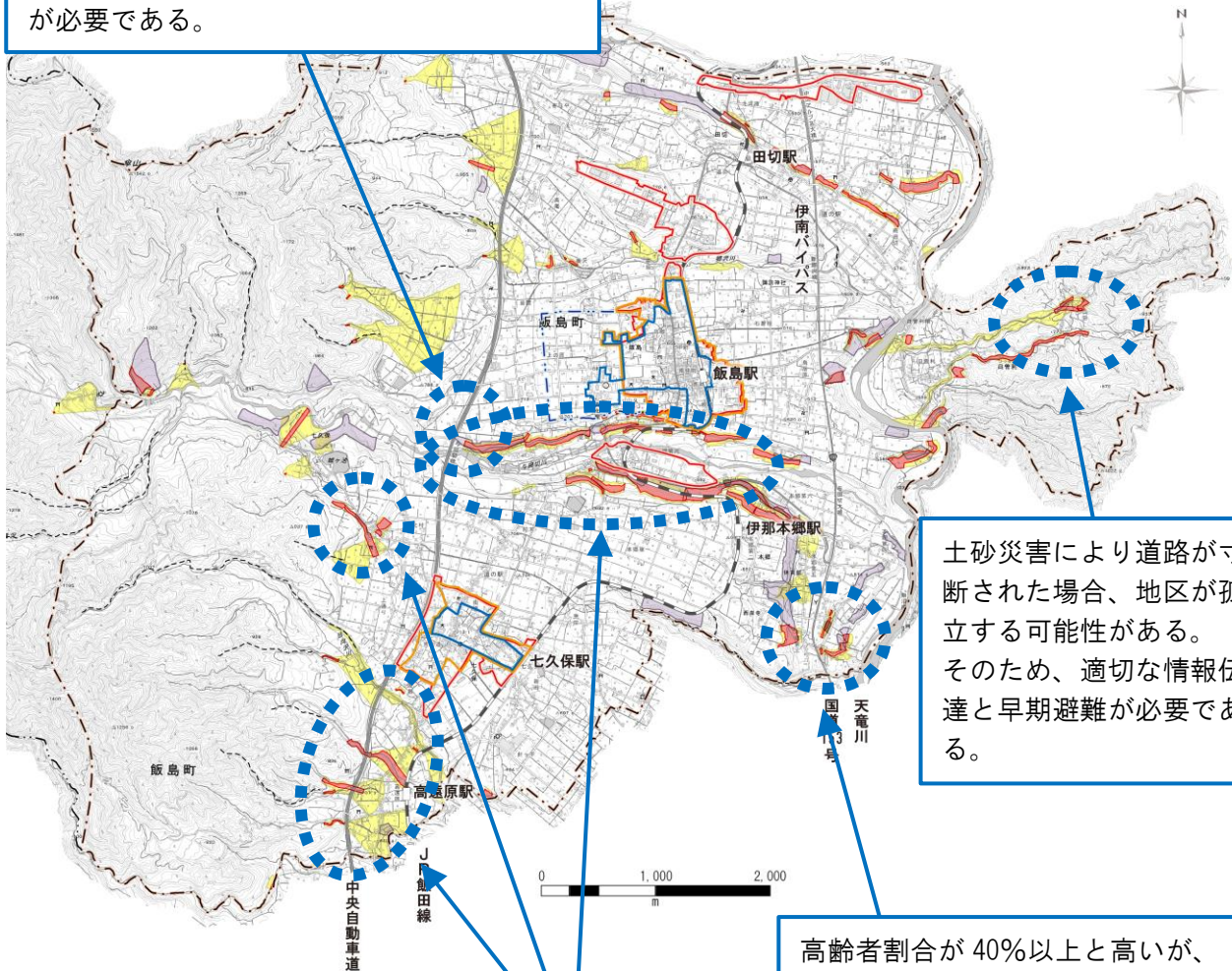
洪水災害を対象とする避難施設から徒歩圏外となっている。避難に時間を要するおそれがあるため、適切な情報伝達と早期避難の実施、その体制の構築が必要である。

凡 例	
＜災害ハザード＞	
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）	
浸水深	家屋倒壊等氾濫想定区域
0 m以上0.5m未満	氾濫流
0.5m以上3.0m未満	河岸浸食
3.0m以上5.0m未満	
5.0m以上10.0m未満	
10.0m以上20.0m未満	
20.0m以上	
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	用途地域
	特定用途制限地域
	都市計画区域
	行政区
	J R 飯田線

<土砂災害>

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）内に高齢者福祉施設（入所系施設）が立地しているため、必要に応じて施設利用者の避難が必要である。
 その場合には、避難に時間を要するおそれがあるため、避難体制の構築と適切な情報伝達が必要である。

土砂災害警戒区域内に建物分布が多数見られるため、早期に避難ができる体制の構築や適切な情報発信、防災対策の実施が必要である。



土砂災害により道路が寸断された場合、地区が孤立する可能性がある。そのため、適切な情報伝達と早期避難が必要である。

土砂災害特別警戒区域内をはじめとして、土砂災害のおそれのある区域内を緊急輸送路が通過している。与田切川等を境として道路の途絶がおこらぬように、土砂災害時にも機能する緊急輸送路の整備が必要である。

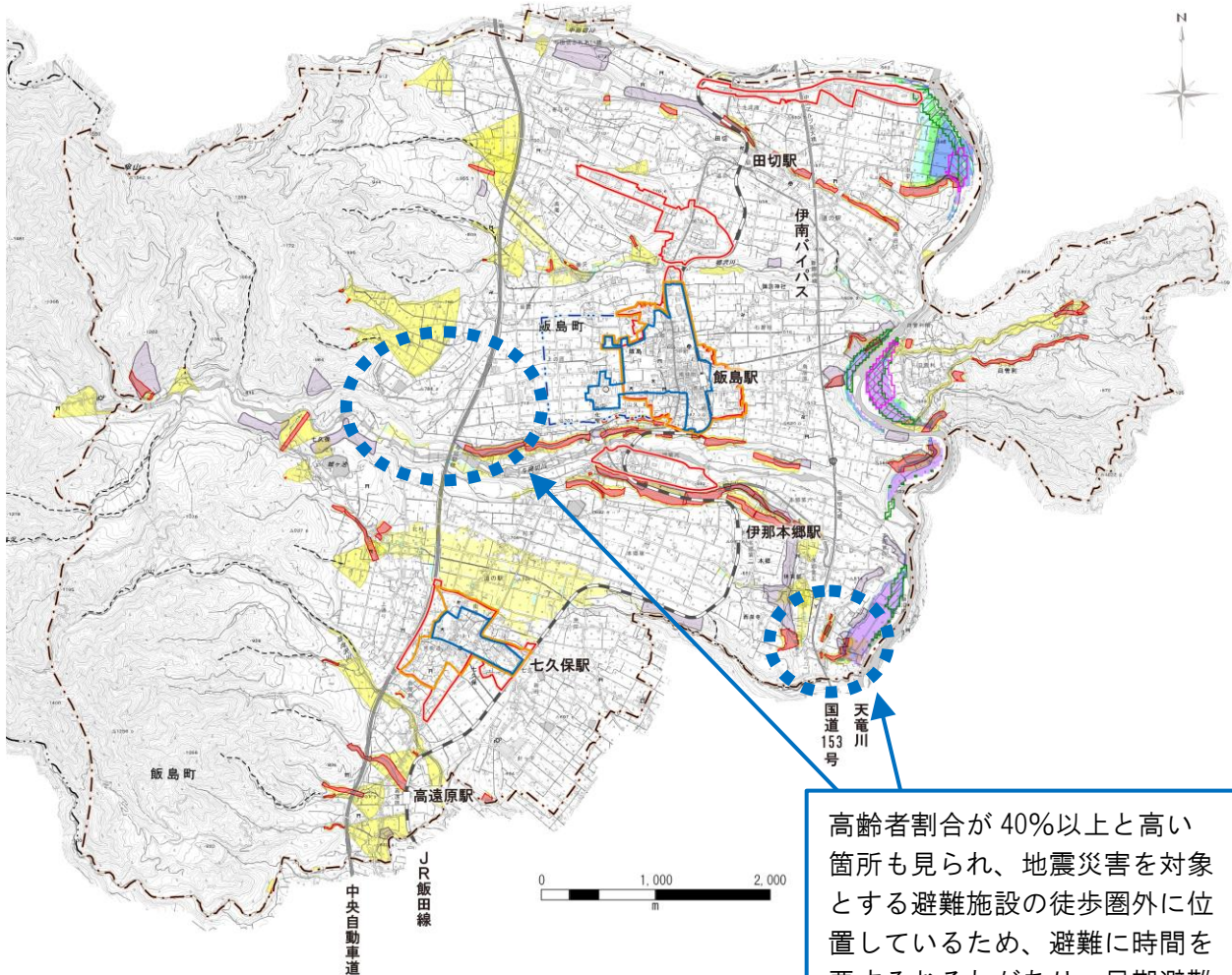
高齢者割合が40%以上と高いが、土砂災害を対象とする避難施設の徒歩圏外に位置しているため、避難に時間を要するおそれがあり、早期避難の実施と適切な情報伝達を行うことが必要である。

高齢者割合が高い地域や土砂災害を対象とする避難施設から徒歩圏外に居住している住民は速やかに避難を行うことが必要であるため、日頃から情報の周知を行い、住民の防災意識の向上が必要である。

凡 例	
<災害ハザード>	
	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）
	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	用途地域
	特定用途制限地域
	都市計画区域
	行政区域
	J R 飯田線

<地震>

人口が密集している地域や高齢者割合が高い地域、地震災害を対象とする避難施設から徒歩圏外に暮らしている住民は、避難施設への避難や誘導に時間を要するおそれがある。また、家屋等が倒壊することによる避難路の不通や、むやみな火災の発生などを起こさないように、日頃からの情報周知と住民の防災意識の向上、防災対策の実施が必要である。



高齢者割合が40%以上と高い箇所も見られ、地震災害を対象とする避難施設の徒歩圏外に位置しているため、避難に時間を要するおそれがあり、早期避難の実施と適切な情報伝達が必要である。

凡 例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）		
浸水深		
0 m以上0.5m未満	急傾斜地崩壊危険区域	都市機能誘導区域
0.5m以上3.0m未満	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域
3.0m以上5.0m未満	土砂災害警戒区域	用途地域
5.0m以上10.0m未満	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	特定用途制限地域
10.0m以上20.0m未満	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）	都市計画区域
20.0m以上		行政区
家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流	J R 飯田線	大規模盛土造成地（谷埋め型）
河岸浸食		

7-4 設定した都市機能誘導区域・居住誘導区域の精査

第5章で設定した都市機能誘導区域及び居住誘導区域には、前項までの整理のとおり、七久保地区の北部において洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)で浸水深が3.0m未満となる区域が含まれています。この区域について、都市計画運用指針では「居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。」とされていますが、本町の都市構造や人口、土地利用の状況、地域バランスなどを踏まえ、都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外すべき区域とはしないこととします。

したがって、第5章で設定した都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更は行わず、後述の具体的な取り組みにおいて、ハード面とソフト面の両面による取り組みを推進することにより対応していくこととします。

表 各区域への災害ハザードの分布状況と誘導区域からの除外方針

	区域名等	各区域内への分布の有無 (○：分布あり ×：分布なし)			除外方針 (第5章より)
		都市計画 区域	用途地域	誘導区域	
①含まない※ ¹	地すべり防止区域	×	×	×	—
	急傾斜地崩壊危険区域	○	×	×	—
	土砂災害特別警戒区域	○	○	×	除外
	浸水被害防止区域	×	×	×	—
②原則含まない ※ ²	津波災害特別警戒区域	×	×	×	—
	災害危険区域	×	×	×	—
③適当でないと 判断される場合 は原則含まない ※ ³	土砂災害警戒区域	○	○	×	除外
	津波災害警戒区域	×	×	×	—
	洪水浸水想定区域(想定最大規模L2)				
	・浸水深(3.0m未満)	○	○	○	除外しない
	・浸水深(3.0m以上)	○	×	×	除外
	・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸浸食)	○	○	×	除外
	基礎調査により判明した災害の発生のおそれのある区域	×	×	×	—
	津波浸水想定における浸水の区域	×	×	×	—
都市洪水想定における都市洪水が想定される区域	×	×	×	—	
その他の災害の発生のおそれのある区域					
・山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)	○	○	×	除外	
・山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)	○	×	×	—	
・液状化の可能性のある地域	×	×	×	—	

※¹ 居住誘導区域に含まない(都市再生特別措置法第81条第19項及び同法施行令第30条)。

※² 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである(都市計画運用指針)。

※³ それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである(都市計画運用指針)。



凡例		
<災害ハザード>		
洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2） 浸水深		
0 m以上0.5m未満	急傾斜地崩壊危険区域	都市機能誘導区域
0.5m以上3.0m未満	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域
3.0m以上5.0m未満	土砂災害警戒区域	用途地域
5.0m以上10.0m未満	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）	特定用途制限地域
10.0m以上20.0m未満	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）	都市計画区域
20.0m以上		行政区
家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流		JR飯田線
河岸浸食		

図 都市機能誘導区域及び居住誘導区域周辺の災害ハザードの分布状況

7-5 防災まちづくりの将来像と取り組み方針

7-5-1 防災まちづくりの将来像

本町ではこれまでも国・県と連携し、河川改修や土砂災害防止施設の整備、防災訓練の実施など、様々な防災対策を実施してきました。しかし、近年の気候変動の影響により、台風の巨大化や線状降水帯の発生などによる集中豪雨が頻発し、災害の大規模化が町民の安全・安心な生活を脅かしています。また、本町周辺では伊那谷断層帯や木曾山脈西縁断層帯を起因とする大規模地震の発生が懸念されているほか、想定東海地震や南海トラフ巨大地震による広域的な影響も想定されるなど、複合的な災害リスクへの備えが求められています。

将来にわたって快適に暮らせる住環境を形成し災害から町民を守るためには、河川の氾濫や土砂の流出などの自然災害防止対策を強化するとともに、道路やライフラインの耐災害性向上、避難体制の充実、防災教育の推進など、多角的な視点に立った取り組みが必要となります。また、町民自らが自身の命を守る行動をとれるように、地域の防災力を高めることも重要です。

こうした課題や飯島町都市計画マスタープラン、飯島町国土強靱化地域計画等の上位・関連計画を踏まえ、誰もが安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを目指すため、本町の防災まちづくりの将来像は「災害から住民の命と財産を守る安全・安心で持続可能なまち」とします。

防災まちづくりの将来像

災害から住民の命と財産を守る

安心・安全で持続可能なまち

7-5-2 取り組み方針

① 総合的な対応

防災指針は、居住誘導区域内にあたっては住宅の誘導、都市機能誘導区域内にあたっては誘導施設等の誘導を図っていくために、誘導区域内の防災・減災対策への取り組み方針を示したものです。そのため本指針における取り組み方針は、本町における災害リスクの課題に対して、本町の都市構造や人口、土地利用の状況、誘導施設等の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とします。

具体的な取り組みは、土地利用計画の見直しなどの災害リスクの回避と施設整備や地域防災力の向上などの災害リスクの低減に向けた取り組みを組み合わせ、発生頻度及び災害の規模や特性などを踏まえることとします。

② 関係機関と連携した取り組みの推進

想定する災害の種類によっては、本町が実施する対策以外に、国・県等の関係機関、民間事業者等（以下、「関係機関等」という。）が主体となって取り組む事項があります。これら関係機関等と連携を図るとともに、それぞれの役割を明確にして取り組むこととします。

③ 時間軸を意識した災害リスクの回避・低減への取り組み

土地利用計画の見直しに基づく取り組みは相当の期間を要することが想定されることから、長期的視点に立った計画を推進することで災害リスクの回避を図る計画とします。

また、想定される災害の種類や程度によっては、計画期間内に全てを解決できない場合も想定されます。そのため、対応方針の検討にあたっては時間軸を意識し、事前防災の観点を含めて災害リスクの低減を図る計画とします。

④ 全町的な取り組みの推進

居住誘導区域外や都市機能誘導区域外についても多くの災害リスク（洪水浸水、土砂災害、地震）が存在し、現に生活している居住者がいることを踏まえ、町内全域（行政区域内）で災害リスクの低減を図る計画とします。

表 取り組み方針と具体的な取り組みの概要

取り組み方針	取り組みの概要
災害リスクの回避	・ 災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制 ・ 災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域及び都市機能誘導区域から除外することによる居住の立地誘導
災害リスクの低減	・ 居住誘導区域等における安全を確保するためのハード、ソフトの防災・減災対策

出典：国土交通省 都市局「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和7年4月改訂）」

7-6 具体的な取り組みとスケジュール

災害リスクの重ね合わせ分析により見えてきた課題を解決し、防災まちづくりの将来像を実現させるため、取り組み方針に基づき、災害リスクの回避ならびに低減（ハード・ソフト）に考慮した、災害ごとの具体的な取り組み及びスケジュールを設定します。なお、取り組みについては、町内全域（行政区域内）に対するものとします。

表 具体的な取り組みとスケジュール<洪水>

	具体的な取り組み内容	実施主体	実施時期			
			短期 5年	中期 10年	長期 20年	
■洪水						
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	3m以上の浸水が想定される区域、家屋倒壊が想定されている区域は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	町	立地適正化計画及び防災指針の策定に伴い実施		
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	町	→		
災害リスクの低減（ハード）	河川整備	一級河川天竜川、与田切川及び中田切川の整備・砂防事業の促進【総】【天】	国	→		
		県管理河川の整備・砂防事業の促進【総】	県	→		
		町管理河川への築堤、河床掘削などの河道整備、遊水地などの整備、適正な維持管理【総】【防】	町・関係機関	→		
		水位低下対策（河道掘削・樹木伐開）【天】	国	→		
	森林整備	流域の森林整備【治】【天】	県・町	→		
	その他	公共施設における雨水貯留施設の整備と設置促進【治】【天】	県・町	→		
		各戸貯留施設設置費補助制度の検討【治】	町	→		
		田んぼダムの取り組みの推進【治】【天】	町	→		
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【強】	町	→		
		水害版企業BCPの作成支援【天】	国・県・町	→		
		流域タイムライン等の作成の支援・普及【天】	国・県・町	→		
	新技術の活用	三次元管内図による浸水想定の見える化、内外水統合の水害リスクマップの見える化、BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用【天】	国・県	→		

表 具体的な取り組みとスケジュール<土砂災害>

	具体的な取り組み内容	実施主体	実施時期			
			短期 5年	中期 10年	長期 20年	
■土砂災害						
災害リスクの回避	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	町	立地適正化計画及び防災指針の策定に伴い実施		
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	町	→		
災害リスクの低減（ハード）	森林整備	治山・治水事業の推進【総】【強】【防】	県・町	→		
		間伐等森林整備の推進及、林道整備、防災林の造成【強】【防】	町・関係機関	→		
	砂防関係施設の整備	砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進【強】	県・町	→		
		地すべり防止施設の整備推進【防】	町	→		
	その他	土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置【防】	町・関係機関	→		
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	土砂災害警戒区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【強】【防】	町・関係機関	→		

表 具体的な取り組みとスケジュール<地震>

	具体的な取り組み内容	実施主体	実施時期				
			短期 5年	中期 10年	長期 20年		
■地震							
災害リスクの回避	災害リスクを踏 まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図 るため、国の支援制度の活用や新たな支 援を検討	町				
	都市構造の整備	避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動 拠点となる幹線道路、都市公園、河川な ど、骨格的な都市基盤整備及び土地区画 整理事業、市街地再開発事業等による市 街地の面的な整備、建築物や公共施設の 耐震・不燃化等により地震に強い都市構 造の形成【防】	町・ 関係機関				
		公共施設・ インフラの 整備	消防及び医療機関の耐震化推進【強】	町・事業者			
			配水池における緊急遮断弁の設置、施設 の耐震化の整備【強】	町			
			上水道管路の耐震化、老朽管の布設替、 耐震性機材の採用【防】	町			
			下水処理場施設など、既存施設の耐震化 【防】	町			
			道路・橋梁の耐震化【防】	町・ 関係機関			
	その他	地盤改良等による液状化の発生防止【防】	町・ 関係機関				
		耐震診断や耐震改修のための支援措置 【強】	町				
	災害リスクの低減 (ハード)	防災意識の向上	耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設 置の推進【総】	町			
			埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある 箇所などの基盤データの収集とデータベ ース化【防】	町・ 関係機関			
		情報発信	防災行政無線の地震対策の実施【強】	町			

表 具体的な取り組みとスケジュール<共通項目 (1/2)>

	具体的な取り組み内容	実施主体	実施時期			
			短期 5年	中期 10年	長期 20年	
■ 共通項目						
災害リスクの低減（ハード）	都市構造の整備	避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間の整備【防】	町・関係機関	→		
	避難強化	緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路の整備【強】	町	→		
		緊急輸送ルート確保のため、ネットワーク機能の向上と信頼性の高い道路網の整備【防】	町・関係機関	→		
		緊急輸送路の町道の障害除去対策の体制整備【強】	町	→		
	インフラの整備	上下水道施設や設備の安全性の確保【強】	町	→		
災害リスクの低減（ソフト）	防災体制の構築	県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立【強】【防】	県・町・事業者	→		
		避難誘導體制の強化【強】	関係機関	→		
	インフラの機能確保	上水道BCPの策定【強】	町	→		
		下水道施設台帳の整備、保管【強】	町	→		
	要配慮者への避難支援	外国籍住民、観光客等への支援【総】【防】	町	→		
		要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握【強】	町	→		
		在宅配慮者の状況把握、避難行動要支援者名簿の整備・活用【防】	町・関係機関	→		
		要配慮者利用施設・学校における避難確保計画の作成【治】【天】	町	→		
	防災意識の向上	住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動の実施【防】	町・住民・関係機関	→		
		防災教育・防災訓練の充実強化【防】【天】	国・県・町・関係機関	→		
		マイ・タイムラインの作成・普及支援【治】【天】	国・県・町	→		
		自主防災会等における防災・減災活動の推進【総】	町	→		
		自主防災組織の育成、防災士資格取得の推進【総】【防】	町	→		

表 具体的な取り組みとスケジュール<共通項目 (2/2) >

	具体的な取り組み内容	実施主体	実施時期			
			短期 5年	中期 10年	長期 20年	
■ 共通項目						
災害リスクの低減 (ソフト)	防災意識の向上	防災リーダーの育成、女性や多様な世代が参加できるような環境整備など、青年層や女性層の組織への参加の促進【防】	町	→		
		住民主導型警戒避難体制の構築【強】	町	→		
		地区防災マップや地区防災計画等の整備【総】【治】	町	→		
		災害教訓の伝承【防】【天】	国・県・町	→		
	情報発信	防災行政無線や J-ALERT 等を用いた伝達手段の多重化・多様化など、緊急時における通信・放送手段の確保と整備【防】	町	→		
		スマートフォン等による住民等への情報の提供体制の整備【強】【防】	町	→		
		DX 等における新技術の活用による情報伝達手段の強化【天】	国・県・町	→		

【総】 飯島町第 6 次総合計画（令和 3 年 3 月）

【強】 飯島町国土強靱化地域計画（令和 6 年 3 月）

【防】 飯島町地域防災計画（風水対策編）（平成 30 年 3 月）

【治】 長野県流域治水推進計画（令和 3 年 2 月）

【天】 天竜川水系河川整備計画（令和 6 年 7 月）、
天竜川上流流域治水プロジェクト（令和 6 年 3 月）、
天竜川水系伊那圏域河川整備計画（平成 24 年 11 月）